

平成25年白老町議会白老町財政健全化に関する調査特別委員会会議録

平成25年11月27日（水曜日）

開 会 午前 10時00分

閉 会 午後 3時49分

---

○会議に付した事件

○白老町財政健全化に関する調査

1 白老町財政健全化プラン（案）に対する質疑（11月25日に引き続き）

（1）第3章 財政健全化に向けての重点事項（1項目ごと）

①補助金（継続）

②公共施設

③公共下水道事業

※第3章の重点事項について、1項目ごとに質疑を行う。

（2）全章にわたっての質疑の漏れ・再確認の質疑

2 調査日程について

（1）自由討論の日程

（2）自由討論の日程詳細

（3）特別委員会及び小委員会での報告書のとりまとめ作業と本会議

3 その他

---

○出席委員（13名）

委員長	小西秀延君	副委員長	山田和子君
委員	氏家裕治君	委員	吉田和子君
委員	斎藤征信君	委員	大淵紀夫君
委員	松田謙吾君	委員	西田・子君
委員	広地紀彰君	委員	吉谷一孝君
委員	本間広朗君	委員	前田博之君
委員	及川保君	議長	山本浩平君

---

○欠席委員（なし）

---

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸田安彦君
副町	長	白崎浩司君
教育	長	古俣博之君
理事		山本誠君
総合行政局長		岩城達己君
総合行政局行政改革担当課長		須田健一君
総合行政局財政担当課長		安達義孝君

総合行政局企画担当課長	高橋裕明君
総合行政局行政改革担当主査	大塩英男君
総合行政局行政改革担当主査	村上弘光君
総合行政局財政担当主査	富川英孝君
総務課長	本間勝治君
総務課主幹	下河勇生君
生活環境課長	竹田敏雄君
生活環境課町民活動担当課長	中村英二君
生活環境課主査	湯浅昌晃君
産業経済課港湾担当課長	赤城雅也君
病院事務長	野宮敦史君
建設課長	岩崎勉君
建設課主幹	田渕正一君
上下水道課長	田中春光君
上下水道課主幹	庄司淳君
会計課長	熊倉博幸君
教育課長	五十嵐省蔵君
病院事務次長	佐藤聰君

---

**○職務のため出席した者の職氏名**

事務局長	岡村幸男君
主査	本間弘樹君
書記	小山内恵君

---

## ◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） これより白老町財政健全化に関する調査特別委員会を開催いたします。

（午前10時00分）

---

○委員長（小西秀延君） 白老町の財政健全化に関する調査を行います。

本日はお手元に配付しましたレジメのとおり、11月25日に引き続き補助金の質疑を行います。

それでは、質疑があります方はどうぞ。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 25日も補助金の中で社協の補助金の関係がありましたけれども、これについて何点か伺いたいと思います。まず社協の補助金も全体的な部分で切り離さなければいけないと思います。最初にデイサービス事業の関係の事業特別会計ありますね。これは独立採算であります。それで私も予算委員会か何かで質問していますけれども、24年度は700万ぐらいの赤字が出ていますとこう言っています。それは今までの積立金で充当して回収していくと思いますけれども、今の状況白老の福祉サービスの状況をみれば、東町にも今社協と同じような事業もやるはずだと思いますけれども、段々供給と需要がアンバランスになってきて、多分社協のほうにもし寄せがくると思います。これは近い将来的にこの事業のあり方を考えなければいけないと思いますけれども、その辺の本来の社協の福祉業務と事業の特別会計この部分については切り離して議論されていると思いますけれども、特別事業特別会計のほうにはこの補助金の見直しに関しての制約とか影響というのはあったのか、その辺の議論はされたのか将来を見通しを含めてです。もしこのままでいけば数年で、赤字が続けば町も今度赤字の補助金を出さなければいけない方向にもあると思うのですけれども、近々の話ではなくてもやはりそういうこと含めて議論しなければいけないと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） ただいま前田委員のほうからお話ありましたデイサービスの関係、当然切り離して考えていかなければならないと。今回の補助金の見直しの観点の中でいけば人件費の補助金の試算をする中で職員給与削減なみの試算方法にさせていただくということでお話させていただいてございますが、そういった中では今後の25日にもお話しさせていただきましたが事務事業の見直し、そういったもろもろの問題等も含めて今後そういう必要性があるということはお話しさせていただきましたが、今回具体的にその赤字についての問題だとか、いろんな詳細そういう具体的なお話は社協さんとはいたしてございません。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 本来は今健全化プランでここで大幅な全体的な見直しをしているのだから当然そういうところにもメスを入れるのが行政の私は仕事だと思います。それで今の人件費の話が出ましたけれども、このデイサービスをやっている特別会計のほうで働いている人方の部分については、一つの経営の方針の中でやっております、この人方の働いている方の人件費のほうには町としては手を入れられないだろうと思うし、その部分はベストという理解でいいですか。

- 委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。
- 総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 今ご質問あったとおり、そちらのほうについては人件費のほうに手を入れるという考え方は一切町のほうでは示してございません。
- 委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。
- 委員（前田博之君） それで社協の事務局長はこのデイサービス事業等の特別会計のほうの事務というか、責任者兼務していると思うのですけれども、その辺いかがですか。
- 委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。
- 総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 社協の収益事業との兼務ということで事務局長が兼務している問題については確かこれまでも何回かちょっと議論はあったところだとは思いますが、その辺基本的には本来収益事業の部分ではやはり切り離して考えるという観点ですので、そこについては町側としてはそういう整理の中で進めていくという考え方を持っています。
- 委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。
- 委員（前田博之君） 兼務をしていますか。
- 委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。
- 総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 事務局長については事務の中身の内容そういう事務の内容については兼務しているというふうに思っていますが、費用負担のほうとしては町側としては一応分けて整理しているという認識でございます。
- 委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。
- 委員（前田博之君） 多分兼務しているはずですね。事務的にも経理的にもそうすると今このプランの見直し補助金の見直しをいけば親会計というか一般会計大変ですね。そして社協自身が民業圧迫している部分というのがあるのです。そうすると社協の事務局長が兼務していれば事業特別会計収益で事業をもっていられるのです。そうすると当然こちらの会計が事務局長の負担割合で案分して負担をするべきだと私は思います。仮に20万であれば4割や6割は町で見ますと。そういうことをしてやはりスリム化することをきちんと社協の中身を整理していかないと結果的にごっちゃになっているのです。私はそうすべきだと思いますけれども、そういう考えは議論されませんでしたか。
- 委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。
- 総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 今ご意見あった内容について具体的に社協のほうとお話して整理されたかどうかということであれば、その辺については今回については整理はお話をしていません。
- 委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。
- 委員（前田博之君） これは多分両方の定款等の改正も必要だと思いますけれども、ぜひ26年度予算に向けて実務レベルで整理してください。そのときまた予算で審議させていただきます。こういうことは大事なことなのです、それが今見ている健全化プランを立てるときの見直しなのです。そこから原点入っていかないとただ一律頭だけ見て削るという話ではなくて、これからも今度体協やりますけれども、そういう大きな部分メスを入れないとだめなのです。町と直接かかわっていますから。ぜひそういうふうにしてやってほしいと思います。それで体協のほ

うをお聞きします。体協もすごく事業体が大きくなっています。しかし文化団体連絡協議会初めいろいろな、今そういう活動する人が少子高齢化でかなり会員数も減ってきて、各団体さんの存続も危ぶまれているというのがたくさんきていますから、こういう今の時期にそういう大きな白老町のこれからいくと何になるのか、外郭団体の補助になるのか、そういう部分というのはやはり大きく見直さなければ経費を白老町が背負っていかなければならないのです。そういう部分の根幹をなす部分が多分議論されているのかと思いますけれども、ぜひ議論していなければしてほしいのですけれども、それで体協のほうでちょっとお聞きしますけれども体協の運営と指定管理ありますね。これは運営費の部分の補助の人件費と指定管理である人件費の部分ありますけれども、それは別々にこの補助規定の中で当てはめて整理をされているのかどうかをお聞きします。

○委員長（小西秀延君） 大塩総合行政局行政改革担当主査。

○総合行政局行政改革担当主査（大塩英男君） こちら指定管理者の部分と運営費補助の部分は切り離して補助の関係は考えてございます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） これは運営費補助の部分では人数も含めてかなりの金額にあるのですけれども、指定管理もそうなのだけれども、今別々だということは一律に補助の見直しの部分に当てはめて整理をして金額が出ているということですか。逆に運営補助と指定管理の補助でそれぞれいくぐらいで、ここでは具体的にわからないのだけれども見直された額になっているのか。ということは私は6月に提出された書類を見てきてチェックしてきて人件費、運営費の補助と指定管理の人件費を押さえてきているのです。正直な話。だからそれを多分そちらもその数字をもっていると思いますけれども、その部分できちんと整備されているのか。かなりここは大きいのですこの体協は私は抜本的にメスを入れるべきだと思っていますから聞いているのです。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） ただいまの体協の関係今指定管理の部分で基本的にどれだけ削減かどうかということについては、ちょっと私どもで今資料等もございませんので把握してございませんが、運営費補助のほうの関係の人件費分の見直しの中での効果額としては30万強の額を効果があるというふうに見込んで試算はしてございます。見直し効果額として単年度で31万2,000円ほど効果、人件費の削減で出るという見込みは予測してございません。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 私は細かいことを数字で言っているけれども、もっと体協は今のある数字でこの補助の部分で一律掛けるのではなくて、人数も入れて全体な見直しの考え方が積みあがってきて今の話になっているかということをお聞きしたいのです。ということは今正社員3人いるのです。嘱託3人いるのです。これで合わせて750万円ぐらいの人件費がいつているのです。あそこに嘱託も入れて6人もいるのです。それで31万足らずです。もっと事業内容を精査して本当にメスを入れるべきだと思います。一般会計が大変なのに今言ったように私は何も批判しているわけではないです。実際に活動する人方、体員数も減ってきているのです。そ

してあそこは体員さんにも体協が補助金を出しているのです。その辺の整理をされているかということです。私からこんな数字をいうのはおかしいと思うのだけれども、多分そういうことをまな板に上げて議論されていると思うのだけれども、本当にされているかということです。そして拠出金か、支出金か、6,000万円ぐらいありますけれども、そういう全体を含めてこの補助金のところに体協も先ほど言った社協もそうですけれども、抜本的に行政として疑問を持った部分で整理されていますかということをおっしゃっているのです。そうでないならもう1回見直してほしいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 今回の補助金の見直しの中では前田委員おっしゃったお話の中でいけば具体的に整理をしたかといったら整理はしてございません。ただ前田委員おっしゃっているようなもろもろの問題があるということは認識はしてはいますが、それはそのままいいのかという認識には至っていないということでございます。ただ今回計画プランを立てる中ではそこまではまだ時間的な問題だとかいろんなことがあって踏み込んで計画の中ではきちんと示せないということもあって、その人件費の削減部分にとどめてございませぬが基本的に先ほどの社協の問題、それから体協もそうですが観光協会だとか商工会も含めて全体的に外郭団体そのものについては、今後事務事業の見直し等の考え方の中で整理していく必要性はあるのではないかという認識はございますが、具体的に今ではやったのかといったら具体的にはまだそこまで進んでいない状況にあるということでございます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 必要あるのだというのではなくて、やるのだという方向で早急に取りかかって私はすべきだと思います。そうすると全体の2億2,000万のうち効果額1,350万ですね。10%弱です。やはりもっと大きいところに、小額補助金のところに手を入れてもそんな額ではないのです。白老町が直接かかわっている、それで白老町の行政の事業の一部になっているところに抜本的なメスを入れて効率的な運営をしてもらおうということを原点には、ぜひ早急に議論をして26年に反映するような形で行動をおこしてほしいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今、前田委員のご質問の中身につきましては、私どもも今までやってきた予算査定等々の中でいわゆるかたいというか押さえ方はしてございます。ただ今回プログラムで上げたのは現行制度の中でのいわゆる補助金制度のあり方ということで今回ご説明させてもらって、現行の中でその制度の見直しで効果が出る額がこのぐらいですということでお示しさせてもらっています。ただ今言われるようにそのものの組織体制も含めて補助制度ではなくて補助のあり方ということは、これは私どもも例えば今事例で出ましたけれども、体協の事務体制のあり方、事業と事務体制のあり方、あるいは大きなお話で出ました社協についてもその事業と補助のあり方、これは私どももこれでよしというようなことで押さえたいと思っておりますので、それについては事務事業の見直しはあるいは予算査定等々の中で十分課題を押さえた中で検討、協議をしていくと。くだいですがけれども今回は制度の見直しをこういうふうにしましょうということでご説明させてもらっていますので、その仕組みをかえてどうのこうのという額はこれ

の効果額ということにはまだ積算上入れていないというようなことで理解していただければというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 理解はしました。ただ私が言うのはそういうものを含めて叩いてきて制度は制度、合理化は見直ししたと、そういう部分が二本立てであってしかるべきだということをお話しているのです。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今言われている部分としての理解はいたします。当然プログラムの財政上の見直しですから、そういうことにもメスを入れてということの積み上げの数字がどうなのだというようなことだと思います。なかなかそのとおりなのですが、事務的な経過の中でそこまでメスを入れるといいますか見出しを整理するといういとまがない中で、いわゆる制度の見直しでちょっと検討している部分があるの積み上げなものですから、今後そういう部分についてもどのような状況がいい体制なのかということも含めて、合わせて今やっている事務事業これについても委託している事業を含めて検討させてもらいたいというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。

4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。前回出ました、イベント補助を廃止するとしたら登別さんの場合は一部かどうかわかりませんが、事業費の補助のほうに移行しているというふうなお話がありましたけれども、そうしますとこれはプラス・マイナスで1,350万の効果額というふうになっているのですけれども、これはイベントの事業を廃止するとそれから奨励補助も廃止すると。団体補助も28年ですけれども奨励も28年だけでも廃止すると。事業費補助等々に移行していくわけですが、そうなりますとここで具体的にどれぐらいの効果になるのかというのがわからないのです。個々の補助金の中でそれではイベント補助は事業費補助に切りかえるのですか。それとも全くなくすのですか。ここら辺はどうなのですか。

○委員長（小西秀延君） 大塩総合行政局行政改革担当主査。

○総合行政局行政改革担当主査（大塩英男君） 基本方針に書いておられるとおりイベント補助については廃止をするという考え方でございます。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。それはわかっています。それで事業費補助ではつけないと全て事業費補助でお祭りの補助はつけないということですね。そこがはっきりしないとこれは効果額は出ます。廃止をするのだから。だけど事業費に移行してつけるなら同じことでしょう。それは金額を減らすのかは知りませんが、そういうことが明らかにならないと何か廃止して297万出るのだと言っているけれども、事業費補助で別につけるなら同じことになりませんか。そこら辺をはっきりしないとやっても何もならないのです。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 今回見直している補助制度の中身の中でいけば基本的にはイベント補助を廃止すると。団体活動補助については事業費補助を行うというこ

とになります。奨励費補助は公募型の補助金に移行するという事ですから補助金の制度の中でイベント補助は廃止です。ただ町の事業費補助というのですか事業費の枠の中でイベント的な事業のそういうものが出てきた場合に、それはまたその事業の効果というのですか、ただ今積み上げてきたイベント的な補助は基本的には行わないということですし、補助金の中で事業費補助、公募型補助金の中でも基本的にはイベント補助には補助金は出さないという考え方にならないと基本的にはこの補助制度が崩れてしまいますので、基本的にはそういうことだと思います。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 私は難しいことを聞いているのではないのです。要するにイベント補助を廃止するのはわかりました。100%。事業費補助をつけないのですかということ。そうしたら297万の効果額というのは、事業補助をつけたらここから減りますね。そういう計算をしないと効果が出たけどそれだったら実質的な効果は出ないでしょう。私が聞いているのはそういうことがきちんとしないとだめだと。だから牛肉まつりにもう補助金一切つけないのですかと。だけど農業協同組合か何かのそこかどうかわからないけれども、どこかにまた補助をつけるのだったら何も同じになってしまいます。イベント補助をやめても。そこら辺はどういうふうにするのと、だから実際の効果額と違うでしょう。今の言ったことになってしまうと。イベント補助はこれだけ効果はあるけれども事業補助をつけたらそれだけ減ってしまうことになるでしょう。そこら辺がきちんと我々がわかるように言わないとだめではないですか。それでは全然トンネルです言えば。何も私が言っていることは難しいことではないです。簡単なことです。

○委員長（小西秀延君） 大塩総合行政局行政改革担当主査。

○総合行政局行政改革担当主査（大塩英男君） 今大淵委員からのご指摘がございました件なのですけれども、イベント補助の廃止については297万ということで効果額を出ささせていただきます。団体活動補助の廃止、奨励補助の廃止ということでそれぞれこちらについても効果額を出させていただきます。それで奨励補助の廃止につきましては、公募型補助へ転換するという事ですべてこちらの効果額として奨励補助を廃止した場合の効果額を見ているということではなくて、もちろん公募型補助の枠というのは用意しなければならないというような形になっていますし、団体活動補助も全部廃止ということではなくて事業費補助に移行しますので移行費補助の枠というの残っておりますので、そういった形を考慮した中で今回この1,350万、ほかの方からちょっと効果額が少ないのではなかろうかというようなお話もございましたが、こちらはそういった枠を残しているためにこの効果額になっているというような形でございます。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。ということは事業費補助への移行と、では現在の事業費補助の内容というのはどういうふうになっているのですか。それが実際にプラス・マイナスでイベント補助を廃止した分で、事業費補助に流れ込む分はどれだけですか。もう一つ団体活動補助が廃止されて枠を残して事業費、ここで今まで使っていた枠を残して事業費補助にしますという意味ですね、今言ったのは。奨励費補助も公募型にして奨励費補助はあるけれども



公募型ではこれだけは受け入れますということでしょう。それはわかった。ただここに事業費補助というものがないから、その事業費補助に流れ込んでいって事業費補助がプラス・マイナスでどうなるかということが我々はわからないのです。要するに私が聞いているのはお祭りが3つありますね。そのお祭りそれぞれありますね。その補助金はどうなるのですか。事業費補助になるのですかということを知っているのです。

○委員長（小西秀延君） 大塩総合行政局行政改革担当主査。

○総合行政局行政改革担当主査（大塩英男君） 大淵委員のイベント補助は事業費補助になるのかというようなご質問になりますと、イベント補助については事業費補助にはなりません。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） ならないということはお祭りに対する補助は一切なくなるということですね。今の理論でいうとそういうふうになります。私は事業費補助というのは初めにきちんと言いましたね。皆さん方の答弁の中で登別はそういうふうにしていきますと。港祭りについてはそうしていますというふうに答弁がありました。我々の受けとめ方はどうなるかといったら、これはきっと事業費補助にいくのだ、登別がそうやっているのだから同じだけ市と町と同じだけ出すのならそうなるというふうに理解するのは当然のことだと思います。そういう中でイベント補助が廃止されたらそのお祭りに対する補助が今の答弁だったら一切なくなると、事業費補助の中でも一切みないという答弁です。それでいいのですか。要するにお祭りに対する補助は一切なくなるということで、事業費補助でも一切みないということだから。それは一切考慮されないということでもいいのですか。そこを知っているのです。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 大淵委員がお聞きしているイベント補助ですね。これは事業費補助一切ないと基本的な考え方はそういうあれですので、イベント補助に対しては事業費補助にかかわって事業が行われるということは一切ないということによろしいと思います。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） わかりました。ただ。そうであれば例えば港まつりの分担金なんかというのは港まつりの実行委員会で登別市からもし事業費補助として出た場合、港まつりの実行委員会で勝手にやりなさいということになるのですか。港まつりって、虎杖浜の漁港まつりというのですか。それは例えば事業費補助で登別さんは市として出してくるわけでしょう。そのとき白老町は出さないです。あとは実行委員会で全部やってくださいと、こういうことになるのですか。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 基本的な考え方は今、私が先ほどお話しした考え方でイベント補助は廃止しますと事業費補助もありませんと。ただ対外的な事業の流れとかいろんなものの中でいた場合にこのイベント補助という考え方ではなく、その事業そのものの本質の中で他市町村と協力して行うこと。そういったものの中はやはりまた別に考えるべきではないのかということ。一般的に補助金を交付する考え方、そういったものはこの補助金の制度に基づいて交付していきましようという考え方です。ただそれぞれの活動いろんなや

っている事業の中でいろんな公共的な目的そういったもの効果いろんなものを含めた中でその対外的なもの、いろんな事業の中でいけば単にイベントに補助している補助の枠というのはこの制度の中で整理されますが、事業そのものとしてどうしても行政的に例えば登別と協力してやるべきだというものについてはまた別な尺度で物事を考えて進めていくべきではないのかということだと思っております。ですからこの補助金の制度の中で今出さないというのは基本的に今定例的に行われているもの、そういったもの、そういう補助団体、そういったイベントに対しての補助はやめますということですので、ただまち全体の事業の活性化、いろんなものの中で事業をやる中で起こり得る事案についてはその都度対応していくということにはなろうかと思っております。ですからここで補助制度でイベント補助廃止だから全てのものが全部、ちょっとその言葉の私の使い方もちょっと誤解を招くかもしれませんが中身の問題ですね。中身の中では別次元で整理しなくてはならないものが出てくるということです。だから杓子定規に全部ゼロですと、それが実際にこういう形で補助して、では事業費補助でイベント補助されているのではないかと後で言われたときには、それは基本的にイベント補助廃止とはまた別な次元でどうしても行政は支援しなければいけない、そういったことが必要だというもので行うという認識になろうかと思っております。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

---

再開 午前10時50分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

町側から答弁ございますか。

大塩総合行政局行政改革担当主査。

○総合行政局行政改革担当主査（大塩英男君） お時間いただきまして大変申しわけありません。先ほどちょっと私の答弁のほうで誤解を招いたといいますか、そういった発言があったものですから、もう一度整理をさせていただきたいというふうに思います。それでまずイベント補助の廃止ということでこちらの具体的な内容につきましては、いろいろとイベント今3つあるというようなことを先日お話しさせていただきましたが、このイベントの運営費に関してはこれはこちら基本方針に書いていますとおり、主催者側のほうで協賛金を募るなどいただいて主催者側のほうで何とか実行していただけないかという考え方に変わりはございませんが、その中で大淵委員からもお話があったように例えば登別の漁港まつり、登別さんはこれは事業、こちら確か秋サケの販売促進事業というような具体的な名称、ちょっと記憶が定かではないので間違っているかもしれないですけども、そういったいわゆる漁業振興の部分についての事業費補助というのをイベント補助という形ではなくて出しているというような形でありますので、本町としましてもそういった振興事業に対しての補助というのは今後もあり得るのかと、イベントに本当にまつり自体に対しての補助というのはこちらのとおり補助金としてはなくなるんですけども、そういった事業に対しての補助金はあるというような形を考えていますので、そういった観点からいきますと事業費補助として残るのではないかというような形であれば事業費補助というような形になるというような考え方であります。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。私が言ったのは確かにイベント補助をなくせば297万という効果があるのだけれども、事業費補助でみるということなればこの効果がこれはイコールにならないでしょう。私はそのことを言っているのです。そうでないと正確な押さえにならないから、例えば登別はそれでわかりました。そういうふうにするということのほうが私も正しいと思うから。ただでは牛肉まつりの5万人来ているのはどうするのとなったとき同じ議論になってしまいますね。そうしたら一定限度の額はみなければ、5万人来ているに町は何も知らないというわけにはいかないと私も思っているのだけれども、だからそれが事業費補助に一定限度移るとしたら、それは事業費補助の部分でふえるわけだから、その効果額が違ってしまうでしょう。そこはわかりましたと。だからそこはちょっとこの金額ではなくて、これから事業費補助を引いた分だということであればそれでわかったとなるのだけれども、そうでないこの効果額だというから、これはそうだけれども、事業費補助がふえたらでも実質違うでしょう。そのところを聞いているだけなのです。私が言っているのは。

○委員長（小西秀延君） 大塩総合行政局行政改革担当主査。

○総合行政局行政改革担当主査（大塩英男君） こちら先ほどもご説明させていただいたのですけれども、確かに大淵委員おっしゃるようにはっきりと奨励補助の場合は公募型補助へ転換しますということで、その流れるというような形で示させていただいております。確かにイベント補助の廃止についてはそういった事業費補助に流れますという説明不足の部分があったかと思えます。確かにまつり自体その運営費に対しての廃止としてはこちらに書いているとおり300万というような効果額をみているのですけれども、団体活動補助の廃止で事業費を移行しますということで事業費補助の枠、公募型補助の枠というのはこれはとってありますので、ですから全て補助金を廃止するという考え方ではないということでご説明させていただいておりますけれども、その枠としては残っておりますのでこちらイベント補助の廃止で300万効果額出ないのではないか、実効果額としては出ないかもしれませんが全体今回の補助金の見直しの効果額としてはこちらの試算ではあるのですけれども、この1,300万に近い数字にはなるのではなからうかという考え方を持ってございます。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。わかりました。ということはこういうことですか。例えば団体活動補助の廃止、効果額39万とありますね。これは139万だったのだけれども39万は効果額として出て100万残りますと、そこに297万全額というわけにはいかないけれども、そこへ流れてそこでみた分で十分効果を考えられるという認識でいいですか。そういう今の私の認識でいいのですか。そこがそうだというのであればそれでわかりました。

○委員長（小西秀延君） 大塩総合行政局行政改革担当主査。

○総合行政局行政改革担当主査（大塩英男君） 大淵委員のおっしゃるとおりで、例えば奨励補助というのは25年度の予算の枠でいきますと約300万ほどございます。それで効果額として81万というような形になりますので、公募型の枠としましては約200万をこちらとしては、今後いろいろと数字のやりとりでこれは変化してくる可能性はあるのですけれども、そういうような形で枠を取っているという意味合いでございますので、そういった考え方で間違いはないと思います。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） やはりわかるようにしたほうがいいと思います。そうでないと、これだったら297万円丸つきりオーケーですとなってしまうから、そこはきちんと説明されたほうがいいと思います、それは要望です。もう一つ前田委員が質問された社協と体協の件なのです。副町長の話はわかりました。今後やるというのだからわかりました。ただ議会で再三再四、一般質問、予算委員会、決算委員会の中で社協はやはり事業部分と啓蒙部門というか社協本来の仕事は分けるべきだという意見は相当以前から出ているというふうに思います。これは一般質問でも予算委員会、決算委員会でもありました。同じ議論を蒸し返そうとは思っているわけではないです。もう一つは体協の関係なのですけれどもこれはやはり26年度予算で実際に具体的にいうとGenキングの補助がなくなってどうするかという話になってしまっているのです。それはどうするかと。具体的には社協さん、ちょっと一部違いますか。体協さんなんかは100%町標準で運営されていると。基金も確かに体協の基金なのだけれども、少なくとも町からいっている基金だと。そういうものはきちんと決着ついていかないと、今これだけ財政的に大変な中で町が100%出資していて、人事権含めて町が全部持っているものは私はそういうことがきちんといかないと、いっているのはスポーツ団体、関連団体、文化団体含めて1本にできないのかという質問は何度も何度もしているのです。それがまだこの期に及んでそれこそ皆さん方のお話でいうと夕張を考えなければいけないといっている中で、そこら辺までもいけないといのは私はそれは単なる補助金制度の見直し以前の問題ではないかというふうに私は思っているのです。その方向がきちんと出て体協はこういうふうにしていきたいという方針が出て、しかしそれは今回は無理ですというならまだわかるのだけれども、あれだけ質問しても今回は補助制度の見直しだけだからそこは踏み込めませんとなったら一体今までの議会での議論は一体何だったかとなってしまうのです。そこら辺もうちょっと明確にならないものなのですか。期限をきるとか、ここまでやるとか。

○委員長（小西秀延君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 私のほうから体協の関係についてちょっとお話を申し上げたいと思います。再三議会からもその体協のあり方そして町全体の体育振興のあり方についてはご指摘をいただいております。そういう中で管轄をしております教育委員会としても体協とは何度かというよりも何回もその話についてしております。最近は特に文章をきちんとただ単に事務レベルでの話ということではなくて、今後どのような事業形態を体協が持つていくのか。それから今実際にお話が出ましたGenキングの持つている事業をどのような形で体協が持つのかだとかというふうなことも含めて今実際的には話を進めております。体協と町、教育委員会との関係も含めてしっかりとした指導性といいますか、管理指導については教育委員会が持つていていると思っておりますので、それをしっかり指導させながら話は進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 私のほうからちょっと社協の部分を含めてお話しさせていただきます。確かに今までの議会の中あるいは今回の特別委員会の中そういう中でも社協のあり方とい

うご質問もあるいはご指摘もあります。先ほど来言われている社協の事業の中の独立事業といえますか、これについては事業をやるときのそのときの経過といえますか、それを踏まえるということと今の現状がどうなのかということとで社会の状況が変われば果たしてその事業が社協さんがやる事業なのかどうなのかということは推移とともにかわってくるだろうと、役割がかわってくるだろうと思っています。そういうことで今やっている事業あるいはそこに携わっている人方がいるものですから、そのものについてはそれでは数字を動かすようにすぐ判断できると、結論を出るといようなことにちょっとなっていないものですから、これについては先ほどの答弁のとおりその団体の役割、あり方、これについては申し訳ございませんがもう少し継続で協議をさせてもらいたいというふうに思います。それから体協のほうなのですが、協議管理的には教育委員会のほうでやっていますけれども総体的な立場で私どもも報告を受けたり協議をさせてもらっています。その中でいわゆる体協の役割そういう役割の中で数年前からやっています総合型地域スポーツクラブのGenキング、このあり方当初のスタートの考え方と現実は今やっている部門がそれでは私も当時関わっていたのでちょっと細かく言うと本来的には補助金をもらわないで独自して皆さんやりましょうというのがスタートの考え方なのです。今事務方がいますと何人いますということでは町ではなく違う団体から補助をもらってこうやっていることが、それが補助が切れるのでそれでは今後どうしましょうかというあり方が課題になっているというときに、いわゆる体協とその団体の関係といえますか、本当にスポーツ振興ということが体協の大きな役割なのですけれども、いわゆる競技スポーツだけでいいのか、あるいはファミリースポーツ、レクリエーションスポーツを含めた体力増強といえますか、そういうことも含めて町民経スポーツと言っているのだから競技スポーツだけではなくてその範囲も含めて体協の役割ではないのかというような押さえ方も一方ではできるのかというふうに思いますので、私ども教育委員会とも十分協議した中でそこら辺については、今もずっと協議はしていますけれどもそれについては協議させてもらいたいというふうに思います。それで1点だけご質問の中で訂正をしていただきたいのは、人事権を含めて100%持っているというのは訂正をしてもらいたいというふうに思います。運営費は、ほぼ100%補助でやっていますけれども、人事権については協議されたら私どもご相談には乗りますけれども、人事権はあるというふうには押さえておりませんので、そこはちょっとニュアンスの違いかとは思いますが私どもお願いいたします。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。実質的な人事権がないということであれば、それはそれでわかりました。ただ今のGenキングもほかの町村でみればほとんど体協が持っているのです。調べたらすぐわかります。登別さんもそうでしょう。みんなそうなのです。だから私が言っているのは少なくとも、先ほどの教育長の答弁でわかったけれども人事権ではなくて管理権は持っているわけです。管理すると。そこでどれだけのことがやる。例えば基金関係がこれは実際この議会で取り上げられて、それは運用できないのかという話までしているのです、一つは。それから奨学補助で8万ぐらいのスポレクかどこか、8万ぐらいの補助がありますね。今、私は副町長が答弁された中でもっともだと思うのはもう今白老町で国体に出るから体協が必要で体協がなかったら国体になんか行けないともうそういうレベルではないです。高齢

者がこれだけふえた中でどうやって健康維持するかということが主とは言わないです。少なくとも大きな役割を占めていて、そのところがあるから文化協会との合併とはいわなくても協力、協働の関係ぐらいです。補助金出しているのだったら。を持つべきだというのは圧倒的な意見ですこれはもう。高齢化率がもう 36 を超えているわけでしょう。当たり前なのです。だからそういう認識が体協にきちんとあるのかどうかということなのです。だから白老町の体育振興のために高齢者の体育振興も含めて協議ではなくて、そういうところに現実的に移行している、それをやれというのではない。移行しているといっていることは事実なのです。ですからそういう中では町の補助金の生かし方というのは何なのというふうになったときにそういう奨学補助、スポレクだとかスポ少だとかということを含めた指導は体協から全くされていないでしょう。何もないのです。ですから私はそういうこと含めて体協でやるべきだと専従が今 3 人もいるのでしょ若い人が 2 人いるわけです。事務の方もいらっしゃるわけです。ですから私はそういうことがされないで以前問題になった指定管理者になっていてもさっぱり手入れもしないなんていう実態があった中で、体協が信頼されるというのはならないのではないかと私は思っているのです。ですから先ほど教育長が言われたように強力な管理指導をきちんとしていただく中でそこは町の趣旨をきちんと、合意は勝ち取ることは必要けれども町の指導はきちんと強力にやるべきだと私は思うのです。その点その奨学補助のスポレクなんかを含めてどうですか。

○委員長（小西秀延君） 古侯教育長。

○教育長（古侯博之君） 今大淵委員のほうからご指摘されました部分については副町長もおっしゃったように町としては今のこの高齢化率、それから子供の体力向上を含めて競技スポーツのみではなくて本当に町民会スポーツ、そして健康づくりそういうふうなところの大きさというのは広がり強いと思って認識をしております。先ほども言ったように管理指導というふうなことについては私どもがしっかりしていかなければならないと思っております。ただ体協としての主体性というところもしっかりとそこところは認めながらどういうふうなあり方が本来的なのか、または現実的なのかそこところは今本当に項目を起こしながら具体的に話を進めていっております。それは今出たスポレクのところについても全体的に考えていかなければならないと思っております。また文化の関係についてはなかなか文連協のほうにもお話は申し上げてはいるのですけれども、そこが単純というか体協との関係を含めて一体化を図るといのは、これはまだまだ時間がかかりそうだとこのころは、こちらの認識としては持っております。

以上です。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。7 番、西田・子委員。

○委員（西田・子君） 今体協の話が随分あったのですけれども、ちょっと違う団体のことでお伺いしたいのですけれども、まなびあいバンク登録者の会とか、それから高齢者クラブ連合会の補助金とかこういうのがあるのですけれども、高齢者のほうの事業なんかは以前から議員のほうからここに関する指導者料とかそういうものはもう少し考えてやるべきではないかという意見もあったのです。というのは私は文連協も似ているところがありまして、その団体に入っている方々で指導者の方々ができるような方々がたくさんいる中で指導料を払っている部

分が結構あると思うのです。それともう一つ東町の私以前も言いましたけれども、高齢者の方々が使っている高齢者学習センター、こういうところの燃料費、電気料、水道代こういうものも考えていかなければこれは補助金というのは減っていかないのではないかと思います。いかにいろいろな施設にばらばらにやっている団体ありますね。そういうところもある程度まちの中の大きな施設に集約していくという考え方を持たないと、そのところの維持管理費というものがどうしても補助金の附帯していただかないと自分たちだけで集めたお金というのですか、事業をやっている人たちの会費の中でやっていくというのは非常に無理が生じるのではないかと思いますけれども、その辺のお考え方はいかがでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 古侯教育長。

○教育長（古侯博之君） さまざまな生涯学習団体というか抱えておりまして、その団体一つ一つのあり方についてはその団体との協議も含めて今実際に進めている状況です。今お話があった中で高齢者学習センターの維持管理等の関係も含めて、あそこ高齢者大学で使っている部分がかかなり時間的にも多いというふうなこともありまして、高齢者大学の今授業料といいますか、そのあたりの自己負担の部分のところは具体的な金額を上げながら運営委員会にかけてもらったりしながら、今どういうふうなことで自己負担といいますか、そのところを町負担から自己負担のほうに移行ができるのかというふうなことを含めて今話し合いを進めておるところです。まなびあいバンクのところはそれぞれの団体ごとに今どういうふうな事業との自分たちがやっていることと、町からの補助金の出し方のあり方については、それぞれの団体の意向も含めて今後どのような形があるべき姿なのかというふうな投げかけはしながら進めております。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今教育長答弁しましたけれどもちょっと補足をさせていただきます。高齢者学習センターのことが言われました、燃料費等々ということで答弁のほう自己負担、授業料といいますか自己負担のあり方これを学生とともに運営委員会の中で協議させてもらっていますけれども、授業料そのものについては高齢者大学の自分たちにかかわる運営経費の負担割合をどうしましょうかということで授業料をいただいていると。それからご質問の中の学習センターの燃料費等々この位置づけはあくまでも学習センターという公的な施設の管理運営というのはこれは教育委員会で行うということになっていますので、今燃料費をこのものを学生たちからいただくとか何とかというのはやはり位置づけはちょっと違うのかというふうに押さえております。あくまでも実質的には校舎として高齢者大学の学生が使っていますけれども、位置づけとしては高齢者学習センターということで公の施設の位置づけになっていますので、そのものについては公費でいわゆる電気代だとか燃料費だとかこれは町費でみているというような状況です。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田・子委員。

○委員長（西田・子君） わかりました。そうしましたらその部分の経費のことについては今度の次の公共施設のあり方のところで改めて質問させていただきたいと思います。そうしましたら先ほど、私先日伺いましたけれども、きょうも聞きましたけれども社協の中のデイサービスの部分ありますね。その部分で多分デイサービスとか、あその部分は電気料とかそうい

うものが結局支払われては場所代なんかも町のほうに入ってきていると思うのですけれども、そのほかにも貸している団体とかありますね。もしあるのであれば社協など白老町のほうに入っているお金というのですか、その部分をもうちょっと知りたいと思うのです。各団体で使っていて補助金もらいながら使っていて、そしてなおかつ白老町にその場所代を払っているのかどうなのか、その辺含めてちゃんと整理していく必要があるのではないかとと思うのですけれども、その辺のお考え方はいかがでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） ただいまのご質問でございますけれども、いきいき4・6の中には社会福祉協議会、それから四ツ葉作業所、細かいことをいえば理容店等入ったり、あと訪問介護ステーションがございまして、そういう団体さんからはそれなりの施設使用料をいただいております。今数字いくらというのはちょっとこの場で持ち合わせていないものですから後日示したいと思っておりますけれども、ほかの公共施設も役場の公共施設に各種団体が入っているところについても、その分の施設使用料はいただいているというようなことでございます。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田・子委員。

○委員（西田・子君） 補助金のあり方を今回こうやっているんな形をつくっていただいた中で、補助金をもらいながら白老町に施設料を払っていると、ではその補助金は一体何に使われているのかということも含めたとき、今回補助金をこうやって削減しますという中で何か変だと私の中でちょっとよく理解できない部分もあるので、その辺はどういうふうに担当課として整理されていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 大塩総合行政局行政改革担当主査。

○総合行政局行政改革担当主査（大塩英男君） 社会福祉協議会への補助対象経費の部分の問題かと思えます。それで社会福祉協議会についてはもろもろと社会協議会での事務費ですとか、ボランティアセンターの運営経費、高齢者クラブの指導員設置補助金というような、ほかにも職員の人件費等々ございますけれども、こちらが補助対象経費というような形にはなってございますので、その中できちんと整理をしているというような形でございます。こちらすいません、基本方針の中で先日もご説明させていただいたのですけれども、見直しの基本方針の4ページの中に補助対象経費の明確化というような形で、これは現状としましても町の補助金の交付規則の中でこういった厳格化を図っているところなのですけれども、こちらに掲げられていないもの、こちらに掲げているものというのはこちらに書いていますとおり補助対象経費とならないものというような形になっていますので、こちら以外のものについて補助対象経費としてその中で精査をかけているというような現状でございます。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田・子委員。

○委員（西田・子君） 今回そういうふうな形で分けられるということなのですけれども、実際にそれではその場所代というのですか、使用料いくらいただいているのか。また電気とか水道とか燃料費とかそういうような使用料いくらいただいているのか、その辺ちょっと見えないものですから、資料としていただけますでしょうか。次の公共施設のところでその部分も含めまして質問したいと思っておりますのですけれども間に合いますでしょうか。



○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 資料としてはこの後の公共施設までの中では決算とかそういった中では総体的な数字というのは出てございますが、資料としてお出しするのにまとめてお出しするのにはちょっと公共施設までの間には、次公共施設ということですので、きょう中にお出しするということなればちょっと難しいというふうに考えています。各団体のそういった費用を普段どういうふうにしているかという資料を出してほしいということですね。わかりました。

○委員長（小西秀延君） 確認させていただきますが、その団体一つ一つで必要でしょうか。7番、西田委員。

○委員（西田・子君） できれば本当にその施設を使用している部分で使用料が適正なのかどうなのかという部分もきちんと精査させていただきたいと思ったものですから。

○委員長（小西秀延君） 確認しますけれども、町が持っている施設の、そこに入っている全団体のということでご質問をいただいておりますので。

西田祐子委員。

○委員（西田・子君） いきいき4・6だけでも結構です。

○委員長（小西秀延君） いきいき4・6だけでいいですか。

○委員（西田・子君） とりあえずは。

○委員長（小西秀延君） それでは整理をいたします。いきいき4・6に入っている団体の施設の使用料がどのようになっているかと。きょうこのまま議論が進めばきょうの段階では間に合いませんということですが、よろしいですね。

○委員長（小西秀延君） それでは、質問を引き続き行います。14番、及川保委員。

○委員（及川 保君） 1点だけちょっと確認だけしておきたいのだけれども、社協のこの今大きな最大補助団体ということで議論されております。この中で私も先般お聞きしたのですけれどもちょっと聞き忘れた部分がありまして。社協は今白老町健康福祉センターそこに入っていてさまざまな事業を行っているのですけれども、収益事業先ほど前田委員からもお話ありましたけれども、収益事業をやっておいて町の施設を利用しているのですね。そこで事業を行っていますね。民間というのはそうではありませんね。しっかりと自分たちの債務を抱えている方々もたくさんおられているでしょうし、そういう中での運営をしているのです。そこで収益事業をやっている利益の施設料多分もらっているはずなのです。その管理料というか水道光熱費いろいろ含めて応分の負担をしてもらっているはずなのですけれども。その収益の部分で町に還元というか、フィードバックするような計画にはなっていないのですか。この1点だけお聞きしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 社会福祉協議会のほうで介護保険事業を行っておりますけれども、その収益金については町のほうには一切収入はされておられません。

○委員長（小西秀延君） 14番、及川保委員。

○委員（及川 保君） 14番です。これは収益事業をやっているその施設を借りて収益事業をやっている。それが何も町側に反映されないということがどうもちょっと引かかるのです。

そこで契約そのものには多分、この間も申し上げたように当初そういった福祉事業をやる事業者はおらなかった時代ですから、そのときからずっと事業を広げてきているのです。この社協というのは、その部分があったわけですから町の代替わりをしてもらっているという考え方のもとで多分契約しているはずですから、それがそのままずっときょうまできているはずなのです。ところがこれだけの福祉事業者が活動している状況の中で、この間もお話をしたようにこのあたりの部分をきちんと整理をする時期がもう来たと私は判断するのですけれども、この間の副町長の答弁もありましたから重複はしますが、きょうの私の質問の趣旨その施設の中で収益事業を行っている、こういうことをもう少し整理しなければいけないのではないかと私は思うのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。その1点だけ聞いておきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） その収益事業の関連については25日のときにも若干お話をさせていただきましたが、きょうも前段でお話の中では社会情勢いろいろ変わってきている中でやはり社協そのものの福祉事業全体、それは町が抱えている問題も含めて民間事業との関係も含めてやはりその事業を見直ししていかなければならないということでは、その必要性は十分認識させているということで、認識して取り組んでいかなければならないということはお話しさせていただいたと思うのですが、これを今この計画の中でではその辺も整理して計画に反映させていけるかといったら、いろんなもろもろの問題含めて難しいということでは反映していないということです、その辺はご理解いただきたいと思います。ただお話のとおりそういうことをやっていかなければならない。検討して見直しというのですか、そういったものは進めていかなければならないというところについては当然町側もしていかなければならないという認識でございます。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、8項目目公共施設についての質疑に入ります。

まず先に吉田委員の耐震改修促進法施行に伴う対象建造物の質問について答弁が保留となっておりますので答弁をお願いします。

岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 11月8日の委員会で質問のありました耐震改修促進法の改正による耐震化診断の義務化についてであります。これについては、11月25日に施行になっております。大きな地震の発生に備えて建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、地震の対する安全性が明らかではない建築物の耐震診断の実施を義務づける法律であります。改正の概要は耐震診断の義務化、耐震診断結果の公表ということになっております。法律で耐震診断期限が決められた建築物は不特定多数の人が利用する大規模建築物、避難配慮者、これは高齢者とか入園児とか小学生が利用する建築物。あと、危険物貯蔵所の三つが期限が定められております。これは平成27年の12月31日までの期限と義務づけられております。病院、旅館、店などの不特定多数の人が利用する建築物については、3階以上5,000平方メートル以上の建

築物の該当になっております。避難配慮者利用の建築物については三つに分かれておりまして、老人ホーム等につきましては2階以上かつ5,000平方メートル以上になっております。それと幼稚園等であれば2階以上1,500平米以上という形になります。小中学校であれば2階以上3,000平米以上が該当している建築物となります。危険物については危険物を入れるものが5,000平米以上の建築物になっているものが該当するという形になっています。これらについて町で該当する建築物についてであります、病院等の不特定多数の利用する建築物には該当するものではありません。避難配慮者利用の中で小中学校等で白老小学校、白老中学校、緑丘小学校の3校が該当しております。その中で白老中学校、緑丘小学校の耐震診断は実施済みで公表も行っております。白老小学校については56年度以降で建築されたものについてだけは確認されておりますけれども、残りについてはまだ行っていないという状況でございます。それ以外のものの建物については今後北海道が定める耐震改修計画の中で期限が決められていくものではないかと思っております。避難路の対象となる建築物でございますが、緊急輸送道路にかかわる建築物として中央通りに1棟だけ該当する建築物がございます。それにつきましても北海道が定める耐震改修計画で診断の期限が定められていくものだというふうに考えています。

以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員よろしいですか。2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） これから公共施設に入っていきますけれども、前段でこういった法が改正なりまして義務化にもなりましたし、どういう状況なのかということは今お伺いして理解できました。それで今後白小については適正配置が2016年ということになりましたけれども、これは2015年までホームページ等で耐震に関しての、診断をして公表しなさいということなのですけれども、白小は今後ではどういうふうにお考えになるのか。どっちにしても適正配置がある程度決まってくると使わないということになりますので、それはそのまま置くのかどうなのか。このホームページに公表しないと罰則というのが確かあったはずなのです。そういうことではどのように今後お考えになるのか、その辺これはお金のかかることですし、今回のプランには全然入っていませんので、そういった面ではどのようにお考えになるのか伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 制度につきましては今建設課長答弁したとおりであります、ご質問の白老小学校におきましては白老小学校の場合につきましては、建物棟数が5棟あります。それでそのうち診断が不要なものが1棟と診断済みのものが1棟ありますが、残り3棟につきましては、まだ診断されていないということなのですが、今ご質問の中にもありましたように白老小学校の統合につきましては、現在3小学校で協議を進めている最中でありまして。それで今教育委員会でお示ししているのは28年度4月1日の統合ということで示しております。それで今緑丘小学校のほうは具体的に臨時総会等は終わっております。それから白老小学校が今月の28日に臨時総会をやるということでそこである程度の方向性が出るということになっておりますので、今あった法の方はありますが、それについては関係機関とちょっと相談させていただいて先が見えているということで何とか理解していただきたいと考えております。そういうことであと1年ということで診断については実際的にはなかなかお金のな面もありますの

できないのかと考えております。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 今本当に適正配置が目前に、実施されれば半年ぐらいのものだと思うのですが、ただそういった法的なものの縛りがあるのですね。やはりホームページできちんと公表しなければならぬということ、それを拒否すればというのはおかしい、ちょっとこの言葉の意味がちょっとわからない。拒否しなくてもできない場合もあると思うのですけれども、できない場合はどうなのかということもちょっと書かれていないものですから、拒否すれば100万以下の罰金が科せられるということになっているのです。ですから先ほどのお話では大町の商店街の大勢の人が通行したり避難道路になったりとか、そういったところにそういう危険の建物があれば、それはきちんと公表しなければならぬというふうになっていますので、それは公表するように努力するだけではだめなのです。だからそういった義務づけがあるということと、その罰金制度までついてきていると私もこういう制度で初めてではないかなというふうにもちょっと思っていたものですから、その辺はきちんと教育委員会で前提にそういうものがあれば許されるのかどうかちょっとわかりませんが、それぐらい厳しい状況下におかなければなかなか事が進まないということなのかと反対に思いますので、その辺きちんと道なり国なりにきちんと申し入れて許可されるということはないでしょうけれども、きちんと異議申し立てをしておくべきではないかというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 白小の今出た耐震については今課長のほうからありましたように適正配置計画に基づいた状況があるというふうなことで、先日道の道教委から耐震化のことについてできたときにもその点の配慮といいますか、状況を含めて十分ご理解を願いたい。今町の財政的なこともあるしそれから本当に危険という部分については、これはなかなか難しい問題なのですけれどもそういうふうな状況で今進めてはおりますので。

以上です。

○委員長（小西秀延君） それでは公共施設の質疑に移ります。質疑がある方どうぞ。

11番、山田和子委員。

○委員（山田和子君） 11番、山田です。公共施設の整理合理化については地区協議会を立てて町民の皆さんと相談して決めていくということで理解しているのですけれども、飛生の飛生福祉館か飛生アートコミュニティーさんが使っているということで、ちょっとほかのところの公共施設とは性質が違うのではないかと思うのですけれども、こちらのほうの施設の取り扱いについての協議の仕方はどのような手順を予定されているかお聞かせください。

○委員長（小西秀延君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） その扱いについては私が就任してからはその施設維持含めていろいろと代表の方とはお話はしております。ただ町の財政的なこともありましてなかなかその団体が要求というか、要望するような修繕等も含めて修理はできていかないというそういう条件のもとに、今お貸しをするというか、そういうことでは話をしています。その話の中では場所が本当に今後を含めていいのかどうかというふうなことなんかの話もさせていただきました。

たけれども、本人たちが今までの年数をかけてつくりあげてきたそういう状況もありますので、あそこの場所を今後も活用を図りたいというふうなことでの話のみはしている段階でございます。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 11番、山田和子委員。

○委員（山田和子君） 11番、山田です。するとこここのところの飛生の福祉館については、ほかのところとは手法がかわるという押さえでよろしいですか。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 公共施設の統廃合と整理統合についてこれから進めるにあたっては、その施設施設、福祉館もその福祉館そのものの性格で現在も利用されている施設もありますし、先ほどお話あった飛生のアートコミュニティーのようにまた別な尺度で使われているということもありますので、それは今後進めていく中でそれぞれの使用、これから将来のことも含めてそれぞれの案件によって考え方も変えていかなければならないか、全てこの地区の中で整理するというのではなく単体で整理できていくものは徐々にそういう形で整理を進めていくという考え方になってございます。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。7番、西田・子委員。

○委員（西田・子君） 単純な質問なのですが、役場の横の駐車場のところにあります2階建てのプレハブがありますね。あそこの施設はこの公共施設の配置状況地域別の中に入っていないのですけれども、あれはどういう扱いになっているのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 公共施設の見直しについては、町側のあり方の見直し方針という考え方をお示しです。それは皆さんのお手元に配付させていただいてございますが、基本的に公共施設の今回見直しの部分については町民が直接利用する施設を対象にして見直し方針に基づいて整理していきましようという考え方になってございますので、それ以外の例えば役場の庁舎だとか、そういったものはこの見直しの中での対象施設には含まれていないということでございます。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田・子委員。

○委員（西田・子君） すいません、あそこの建物には確か町連合が入っていますね。町連合が入っているのに多くの町民が利用しないというふうに、そうやって説明されても理解できないのですけれども。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 確かに町内会連合会の事務局としてお使いになっているということでございますが、不特定多数の町民が出入りして何か活動したりだとか、そういったものの場として使用していないと、あくまでもその団体の事務所的な場所ということで、そういう捉え方で整理をさせていただいていますので、あくまでも不特定多数の町民や団体がその場を公共的に使える場所としている施設を対象にしているということです。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田・子委員。

○委員（西田・子君） 私は公共施設のあり方の見直し方針案の中にこうやっているいろいろ書い

ていますけれども、そこをきちんと入れておかなかつたらおかしいのではないかと私は思うのです。あくまでも不特定多数の人が集まらないし、そこで事業をするわけではないと、何か活動するわけではないと言っていますけれども、現実的にはあそこは今まで町民活動センターだとかそれとか町連合の方々がいるわけですね。そうしましたら私から初め、年2か、2年に1回ぐらいしか行きませんが、いろいろな方々があそこを当然利用しているわけですね。そしたらそれも考えていかなければいけないのではないのかと思うのが一つ。もう一つは公共施設全体をこうやって白老町の中でばらばらある中でいかに統廃合して経費を削減するかということが、今回の考え方の大元にあるのではないのかと思うのですけれども、そういう考え方はないのでしょうか。その辺だけお伺いさせていただきます。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） ただいま西田委員おっしゃられたとおり公共施設、そういった施設全体のこれから老朽化していく中では、全体のことというのは当然それは別個でいいですという話ではないと思いますけれども、ただこの計画の中ではその地区で皆さん町民利用される福祉施設だとか、福祉館ですか、そういったコミュニティーセンターだとか、そういうもろもろのそういう施設をこれから老朽化するに当たって整理統合するためにどういうふうに見直していけるのかという中で、その手法も例えば地区別協議会の中で地区別計画の中で議論をしながらその方向性を見出していきたいと思いますという考え方の中で整理していくということをお話をここの計画の中では取り入れているということでございますので、それ以外の公共施設についても当然通常のこととして取り組んでいかなければならないことについてはわかりはないと思うのです。ただその辺はちょっと今回の見直し計画の中で入れさせていただいたところはそういう形で対象物を限定させて議論するという形で進めさせていただきたいということでお話しているということでございます。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田・子委員。

○委員（西田・子君） 私はこれ絶対きちんと入れるべきだと思うのです。ここの中に今回いただいた資料の中の公共施設の配置状況地域別という中で白老町役場は入っていますね。昭和30年に建設されて耐用年限は平成42年度、こういう白老町の財政がない中でいかに経費を削減していくか、また平成32年までの財政改革プログラム今回のプラン案をつくっていく中で当然古い施設というのは、これは直したりとか補修したりとかそういうものにお金かけられないわけですね。そうやってきたら当然そういうものも対象にするという考え方を持たないと、このまちの中でそういうものを抜かしていきます。あれも抜かしていきますこれも抜かしていきますといったときに、ではそれを抜かしてではその補修どうするのですかと新たな問題が出てくると思うのです。今回統合するなら統合するという中でいろいろな同じようなことをやっているものだったら統合しますとか、古い建物だったら利用しません、そうしたらこの後の議論の中で必ずではそれを取り壊すのですか、補修するのですか、どうするのですかという議論が出てくる中で何かスポット的にポツンと抜けてしまって私はちょっと考え方はおかしいのではないかとと思うのですけれども、きちんとそういうところも入れて議論していかなければいけないと思うのです。実際に今利用している公共施設の中でそしてまだこれから先耐用年数が長くてきちんとした利用できる場所があったら利用していく、そういう考え方があれば

当然そのところの町連合のですか、その事務所も当然ほかに移ってもいいわけですね。では先ほど吉田委員が質問した公共施設という考え方からこの建物は抜けるのだというふうな考え方で答弁されていますけれども、では本当に町民は不特定多数の町民はそこに行かないのですか。その施設はそれでいいのですか。そういうことになってくると思うのですけれども、私は何か聞いていておかしいと思うのですけれども、私はちゃんと入れてほしいと思うのです。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 西田委員おっしゃることもわかるのですけれども、では不特定多数の町民は役場も利用しますね。では役場を建てかえるのですかとかという、そういう話になってしまうと計画そのものの中では当然組み立ては現在できませんね。そういった中では今1番抱えている問題、これは公共施設も町民の方が多く利用する施設がどういう状態にあるかということの中でいけば、最優先の取り組みとしてそこは本来必要なのでしょうか、どういうふうにそういう施設を今後持っていったらいいのでしょうかとかいろいろなことをこれから含めて検討しながら整理統合していくべきだということの中で、決して役場の問題だとか町連合さんが入っている事務所の問題だとかというのは関係ないということではないのですけれども、基本的にそういったものまで範囲を広げて計画の中で整理していくというのはできないので、それで多く町民が利用する公共施設のそういった施設の統廃合等に先に積極的に取り組んでいきたいと思いますということで見直しの方針を出しているということでございます。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田・子委員。

○委員（西田・子君） すいませんけれども、私の言っていることとちょっとそちらの受け取り方がちょっと違うのではないかと思います。ここで1番最初に役場、消防は対象外にしますとそちらのほうでおっしゃっていますね。だからその部分は理解します。でも町連合が入っているあのプレハブ2階建てのものはなぜ入らないのですかということなのです。入れるべきではないですかと言っているだけです。役場庁舎というふうにいわれてもあそこは独立でありますね。だから、そこは入れなければおかしいのではないですかと聞いているだけです。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 今お聞きされている部分については、庁舎等含めた附帯施設という捉え方で基本的には私どものほうでは整理しているということでございます。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田・子委員。

○委員（西田・子君） 考え方の相違だと思って聞いていました。それででは違う視点からお伺いいたしますけれども、先ほど建設課長のほうから言われた耐震化の問題がありましたね。前回これをいただいた地域別の公共施設の配置状況地域別というのをいただきましたけれども、ここの中で担当課としては建設課としては、この施設は平成32年までの間大丈夫だ、いやそうではないというふうな部分ではこれはきちんと区別されているのでしょうか。まず耐震化。今言っていた耐震基準というのですか、平成27年に公表しなければいけないというふうになっていますけれども、ここのいただいた資料の中でその辺の整理は。

○委員長（小西秀延君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 今回の耐震促進法の改正につきましては大規模建築物が該当にな

っております。それが期限となっておりまして、今言っている町の施設についてはそこまで大きくないものですから、それはまだ期限が決まっていないという形でございます。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田・子委員。

○委員（西田・子君） それでは今ある施設の中ではその期限は学校だとか、そういう大きいもの以外は対象になっていないというふうに理解してよろしいですね。

○委員長（小西秀延君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 今のところはそこまでは期限が決まった対象物にはなっていないということです。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田・子委員。

○委員（西田・子君） 最後にします。高齢者学習センターがこれはいただいた資料によりますと耐用年限が平成20年になって切れていますね。それと消防施設、旧消防本部の建物が平成33年となっていますけれども、こういうふうにこれから平成32年までの間財政的に厳しい中でこういう施設を残していくのか残していかないのかというそういうような基準というか、何かそういうものは担当課のほうで何かつくっていらっしゃるのでしょうか。仕分けしているというか何というか、そういうものをもしつくっているならつくっている、つくっていないならつくっていないを教えてくださいなのですが。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 高齢者学習センター等の今後の関係なのですが、担当課でいろいろとそれをどうしていくのかという、仕分けがされているのかされていないのかということでございますが、現時点でこのようにするとかどうするとかということで具体的に仕分けされているということではお聞きはしてございません。ですからこれはその辺については具体的に、ただ課題としては今後それをどうするかという課題は当然ありますが、具体的にではどうします、こうしますという仕分けは現在まだ決まっていないというところでございます。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田・子委員。

○委員（西田・子君） それは今回の公共施設のあり方の見直し方針という中に全然入っていないものですから、古い建物で今後補修がものすごくかかりますと、例えば500万係るのか、30万係るのかでその施設を使うか使わないということも重要になってくると私は当然思っているのです。いくらここにこの施設ここは便利だからいいねと言っても、では平成32年度までに補修がいくらできるのか、白老町のこの補修していく財力というものを限界がありますから、では公共施設の補修はどの程度みていますと、その中で今回出されたこういうものをこうやって統廃合していく中で当然古い施設と新しい施設、補修していかなければいけない問題、そういうものも含めたものもきちんと議論して提示していただく必要があるのではないかと。そうしないと先ほどいいました委員会というのですか、最初に出された公共施設のこのやつを見ていく場合の検討委員会というのですか、協議会というのですか、そういう中で判断できないと思うのです。提示されたのはいいけれども何を基準にして判断するかといたらそこも一つ重要なところだと思うのですが、その辺をきちんと精査していただければと思うのですが、その辺のお考えをお伺いします。



○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 公共施設並びに土木施設等の改修経費については、このプランの中の第6章の今後の課題ということで捉えておりまして、西田委員いうとおり今後のこの32年までの補修を公共施設の実は整備計画というのはもう既につくっております、その計画の中では相当量の事業費が今後とも必要になってくると。その後プランの中で十分に反映していけるかという非常に金額が大きくなるものですから、その中で課題として捉えていますので、財政状況のこの今後の状況の中でその公共施設の整備計画に基づいた、特に優先度合いを見ながら、もしくは再三答弁していますけれども国の経済対策等の交付金等が今後も見込まれていますから、そういうものを活用しながら十分にこの辺を配慮しながら32年までやっていくと。その中であとは地区協議会の中で今後議論される地域の公共施設を統廃合に向けて地域の皆さんのご協力、ご理解があれば廃止等を含めて考えられるのであれば廃止して、取り壊していくという経費も十分プランの中ではなかなか見ていないのですが、全体の予算の中でそれを配慮していくというような考えでございます。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田・子委員。

○委員（西田・子君） 私はそのところを悪いのですけれども、本当ここの建物はどうしようもならないというものはきちんとピックアップして提示していただけるほうが親切かと思うのです。その中に住んでいる人たちがどうしてもこの施設を使いたいといって、奇特的な寄附してそしてみんなでそこを直そうというのならまた別の問題だと思うのです。でもこのくらいかかるから無理なのですということもきちんと出していくことも必要ではないかと思うのですけれども、その辺は出していただけるのかどうなのでしょう。出す考えはないですか。今すぐではなくてもきちんと地区協議会の中で協議するというのであればきちんと出すべきだと思うのですけれども。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 今の点については当然これから地区協議会なりそういう場面で協議をいろいろしていく中ではそういったことも一つの今後のどうしていくかということには当然なりますので、それはそういう形で町側で試算したものについてはお示ししながらやっていくということになります。ただ今この計画の中での議論をするときにそれをお出しするとそれはないものもありますので当然できないことにはなりますが、これから進めていく過程の中では当然そういうものも議論しながらやっていくということになると思います。

○委員長（小西秀延君） ここで確認をいたします。公共事業について質問をまだお持ちの方はいらっしゃいますか。いらっしゃいますね。わかりました。引き続き午後からも継続をします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後12時03分

再開 午後13時04分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き、公共施設について質問を承ります。

2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 2番、吉田です。ちょっと全体的なことを含めてというか考え方を伺っていきたくと思います。今後公共施設の統廃合については連合町内会を母体にした地区協議会を開催して組織によって検討を進めて地区振興計画をつくっていくということなのですが、それで地区検討会をつくった上で今後その統廃合による施設、先ほどもちょっと質問がありましたけれども使わなくなった施設、それから維持管理というか修繕と改築等が必要になったとき、そういった部分の経費等は投資的経費の中では道路公共施設の建設整備にかかわる投資的経費、町の持ち出し分は一般財源ベースでは1.5億円以内にするということと、それから今後老朽化の修繕等への対応が課題になるけれどもまだこのプランにも入っていないということなのですが、今後その統廃合の中で出てきたその修繕、それから修繕はその1億5,000万以内でするのか、それとも先ほどちょっとあったように特別交付税があったときにしようとするのか。それから、今の検討に入る前に町として使えなくなる公共施設というのか、それをどういうふうにするのかということをお考えになっているのか、その辺伺いたくと思います。

○委員長（小西秀延君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 今後の施設の統廃合を含めて、それから生ずる経費ということで投資的経費の関係ですけれども、今計画を進める前段においては経費的にはふやさない方向の検討に持っていこうということでもあります。というのは、例えば公共施設を廃止して、それを民間で運営するとか、そういうような形も想定しておりますので経費総体としてはふえないような検討を進めたいというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） ではこれからの検討会議をやらなければ丸つきり使わなくなって廃止しなければならぬ施設も出てくるというふうには考えられませんか。

○委員長（小西秀延君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 検討の中で使わなくなった施設のその後ということですが、まず先ほど申しましたようにどのような転用の方法があるかどうかも含めて検討するということと、それでも転用の方法がなくて使わなくなったというケースについては行く行くは当然取り壊ししなければならないということですが、なるべく転用できるものは転用できる方法に持っていきますし、解体しなければならないものは解体する方向では検討したければならないというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 今お話伺っていると統廃合して経費はかけたくないと。転用しなければならないものは転用して使ってもらおうということは、その条件としては修繕等は整備等はいりませんということに、今のお話伺っていればなるのかと思うのですが、それともう1点、使わなくなった撤去なのですが、もし撤去となった場合にはこの財政健全化の7年間、32年まではそのまま置いておくという考えなのか。その辺なぜこういうことを聞かかという、部分修理ということに対しては国の補助制度は何もありませんね。全部自前で一般財源とかそういった先ほどおっしゃったように特別交付税か何かあって、それが使えることがあれば使えるということになると思うのですが、大規模の改築の場合は地方債の対象になりますね。今全市

町村が困っていることは、先ほどもちょっとお話しましたが耐震の改正もできて本当に今各市町村、白老はそれほど大きい建物がありませんけれども、ほかのほうはかなり大きな建物があって大変苦勞しているのです。それでその使わなくなったものは老朽化して改築できないものは壊すというそういったことがついてくるときに、今までその撤去時の地方債の使用というのは確かできないということになっているはずなのです。ところが今国がそういった各自治体のちょうどバブルの時期が過ぎて改修の建物を持っている市町村が多いということで国の制度整備が必要だということで、今不可欠な部分から地方の現状をどうなのかというニーズ調査を今するという事になっているのですが、私はこの町は今財政が厳しいからこういうふうにして振興計画をつくるのですけれども、その中でそういったものをいち早くきちんと把握をして、やはり国がニーズを調査するという事は何らかの対応をしなければならないというふうに考えている。地方債の発行をもとに。だから地方債を発行できてまで白老町ができるかということになるとそうはならないと思うのですけれども、その辺の考え方。国にこういうことをきちんと調査をして国に本当に申し出ていくというか、それからこういう検討をしてもらうとかという、そういった申し出のためのものにもなっていかなければならないと思うのですが、その点どのようにお考えになりますか。

○委員長（小西秀延君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 今お話にありました、そういう国の動きにつきましても一応の情報は把握しておりまして、それ以前に町としましても解体にそういう起債とかそういうものができないということで、既に要望事項として取り上げておりまして、それを要望内容に入れて活動しているところでありますし、もう既に国がそういう動きをするということはもう全国的にそういう課題が顕在化してきているのです。特に合併した市町村においては、そういう施設の余裕がある関係で対応を苦慮している状況にありますので、町としても今後何年間の間にそういう国の動きがあるのと、それからそれが一般財源を使わないような方法で進められるように進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） ほか。8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8番、広地です。まず地区振興計画の策定をさらに地区協議会、あと地区の担当者制度とも連動させながらという部分の基本的な考え方については理解できています。それで今回のこの公共施設の整理合理化についての到達点についての議論をしておくべきだというふうに考えていました。それでまず今回のこの合理化の方針については効果額は示されていませんが、これについてはどのような考え方でこのような出し方になったのかどうかについて伺います。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 今回の公共施設の見直しの中でのプランの中で効果額が示されていない点でございますが、これにつきましてはいろいろ公共施設の見直しを行っていく中での時期だとか、もろもろそういったものの試算というのですか、そういった把握が現状ではできないということで、具体的に計画案の中で示せないという中で金額は入れていないということで、取り組みの考え方について示すというところになっているところでございます。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8番です。わかりました。ただどの程度今その状況については理解できていました。それでプランに載せていなくてもどの程度の効果を求めていくかという、その担当としてのそういうものをというような、部内であっても到達点ということは押さえているのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） そのところについてはいろいろと議論は局内でもしてはございますが、では現実的に到達点どこに求めるかということろまでは、最終的な結論というか、そういったものを申し合わせていないというのが今の現状でございます。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8番です。なぜそういう話を聞くかということ、まちづくりや議員懇談会もさまざまあった中で今回のそのプランについての説明会もありました。この中で私のふれている限りにおいても、この公共施設いくら古くても利用が低迷していても自分のところの会館がなくなるということに賛成していく議論は非常に難しいと思うのです。なのでこのままだと私はこれを示せとまでは言っていないのです。今調整も必要だと思いますし状況もあります。ですので今示されない状況にあるというのはある程度認識しているつもりではあったのですけれども、ただこれは着地点を持つべきだと思うのです。ではないとせっかくこういうさまざまな施策と連動した形の地区協議会を立ち上げて結局何もできていないのではないかという議論になってしまうと、せっかくここまで組み上げたこのプランの一部が批判されてしまうことになりかねないので、やはり着地点はきちんと持って具体的に形に示していくべきだと思うのです。宮脇教授のほうから出されている外部有識者会議の資料の中でも83施設あって町民1人当たり延べ床面積は類似自治体と比較しても数、規模が大きいということが示されておりました。これは数字ありますね。実際に白老町のこの町民1人当たりの延べ床面積と比較している数字があると思うのですが、そちらについて押さえていれば答弁願います。

○委員長（小西秀延君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 前段の到達点の話なのですけれども、それは一応内部的には予想といいますか、そういうふうに検討がいかない場合もありますので、そういうのは検討はしております。ですがそれを具体的に今この施設とかということは言えませんので、それはちょっと差し控させていただきますが、全国的な公共施設の専有面積については全国の自治体の平均で人口1人当たりの面積というのが出ていまして、それが全国平均3.88平方メートルなのです。白老町の場合は7.68平方メートルで約倍ということになります。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8番です。わかりました。白老町が倍、公共施設が多いということで実際にどの程度を削減するかというのは、地理的な特性ももちろんあるし地域の状況もあるので、今出せないというのは私は理解できます。ましてや町内会や地区協議会とも連携して検討するというものですから。ただそれがまず地区協議会が設立されてこの整理統合を進めるということですから、これはそうしたら具体的な例えばまず、整理統廃合の対象施設が地区協議会の中に示されて、そしてその中で話し合われて議会にも示されるという形になるのでは

うか。その整理統廃合の進め方とあと地区協議会とのスケジュール的な面の整理のほうはどういう形になって進められますか。

○委員長（小西秀延君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 地域での検討と議会へのご提案ということですが、現在のところ地区振興計画を策定していくということで検討に入ります。その地区計画がまとまった段階で議会にもお示しをするという考えでございます。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） わかりました。そうしたらこの地区振興計画が大体めどとしてはどの程度で示されていくというな、順調にいった場合ですがどのような考えでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 昨日20日なのですけれども、町内会連合会の役員会にもご説明しておるところに、その内容でいいますとできれば26年度でまとめ上げたいというスケジュールで進めております。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） わかりました。2点、最初の説明のときにこの統廃合についての説明の中でも私も若干ふれたのですけれども、まず町がある程度イニシアチブを持つべきというお話をさせていただきました。その中で、では何で具体的にイニシアチブを取っていくかという、まず一つ目方針案、部内では検討しているということで理解しました。実際に維持費の負担がどんどん増加している施設、あと改修や更新の時期がもう迫っているもしくはもう超過している施設、あとは利用状況が一部他と比較して低迷している施設、そして類似施設がほかにあるような施設、そして委託が可能、町内会や民間がある程度機能していて委託が可能である施設、こういったような整理統廃合に当たっては町民サービスになるべく影響のないような形で、こういった方針を持って進めていくべきだというふうに考えます。そして合わせてこの結果的に統廃合になった場合、結果的に町財政にとってどれだけプラスになるのかどうか。そのライフサイクルコストの議論も入れていいと思うのです。例えば建てかえをしないで残念けれどもここは我慢していただくと、そうなった場合においても町財政にとってこれだけのメリットがあるのだと、これが将来的に既存施設の更新につながっていくのだというような、そういったライフサイクルコストやシミュレーション含めた、そういったそのトータルの考え方で町民には示されるべきだというふうに考えます。それで方針案と町民へのお示しについての考え方についていかがですか。

○委員長（小西秀延君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 今の町内会連合会とかそういうところに説明していることですが、今年度内にそういう検討事項を全部まとめ上げて、それで来年度に組織をつくって検討に入るとことで、その検討すべき事項を今役員の方とか団体の方とお話し合いをして、そういう討議要綱というようなものをつくっていきたいというふうに考えております。あと経費的なものですが、一応試算はしております。大ざっぱにいきますと今対象になっている施設について維持管理に約年間1億5,000万円かかっています。修繕計画を32年まで積算した場合に修繕計画というのは先延ばしにしないできちんと修繕した場合ですけれ

ども、それが維持管理に1億5,000万円、修繕に年間1億円程度というふうに試算しております。もう一度言います。今対象となっている60施設ぐらいあるのですけれども、それが年間維持管理で1億5,000万、修繕計画の7年間の平均で1年間に1億円程度ということでございます。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 今いろいろ質疑されていてわからないところがありますので確認したいのですけれども、今回のこの1ページの見直し方針案ありますね。そのうちの今ここで議論しなければいけないのはこの対象の施設ということでもいいのですね。議論を聞いていると何かほかの施設も含んでいろいろと答弁されているのですけれども、まずその辺これが今対象になっているということでもいいのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 前田委員のご質問の中でのお話ですが、今お話ししているのはこの対象施設に掲げている施設等の関連でご説明しているということについては間違いございません。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） それで、2で対象あります、3で見直しに当たっての視点ですね。そうすると3がこの施設の利便性、これをよく読むと指定管理制度の活用も検討しますと。そして活用されているのは今後継続しますと、4がこの施設の採算性とありますね。それで民間移譲を検討します。これをいっていることは今聞いた2の対象施設に当てはまるということでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） ただいまのご質問の中で見直し方針の基本的に見直しを進めていくにあたっての視点の考え方についてだと思いますが、委員おっしゃとおりそのような考え方で施設の見直しを進めていくということにはわかりございません。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） ではここで書いている指定管理とかいろいろなこと書いていますね。では2でいけばそれに該当する施設というのは2ではどこですか。これは逆にキャンプ場も観光協会がやっているし、体育施設も指定管理しているし、この中ででは（3）、（4）でいっている施設というのはどこにあがってくるのでしょうか。これはどれぐらいの施設ここで事務事業の見直しでは公衆トイレとか福祉センターでみていますけれども、ここに載ってきていませんけれども、本来そうであくまでも今議論していますね。そうすればこれに載ってくるはずなのですけれども、その辺の整理というのはこれはどうなっているのでしょうか。個別的にいつて、ではそれは指定管理あるいは民間移譲になる対象の施設だと、この中でどれが整理されていますか。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） まず見直しの視点の中での（2）の類似性については例えば同一地域内に公民館施設だとか福祉館だとか、そういった近接したそういった類似の施設があるというようなことと、それから指定管理については基本的には現在指定管理

はかなり進めておりまして指定管理はされてございますので、それは基本的には継続をしながらこれから新たにもし指定管理を進めていけるそういった施設があれば、それは基本的に今後とも進めていきたいという考え方になっているということでございます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） その他そういう施設がまだこうやってありますね。図書館とか出てくる。私っているのは、このプランで議論している対象施設の中でそういうのがありますかということ。もう終わっているやつもありましたから。今聞いたらこの対象施設に対して（3）、（4）の検討をしますと、こういったのです。だからその中でこの施設はどれがありますかと聞いているのです。これは重大なことですから。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） まずそれぞれ施設の中で対象施設でございますが、これにつきましては見直しの対象の施設としては、各地域にある生活館こういったものが生活館が8館ありますか、こういったものとか福祉館、飛生アートコミュニティー等も全部含めると、廃止している施設も含めると5館ありますが、それらも一応総体的な対象としては考えていると、あとそのほか北吉原のふれあいプラザとか児童福祉施設等の児童館、そういった施設を含めてあと体育施設そういったものも。

○委員長（小西秀延君） 須田課長、質問の内容は（3）にあります指定管理の活用ですね。それが今載っている施設の中でどの施設がその対象になるのかと。（4）も民間移譲という検討をしますとなっていますね。その民間移譲の対象になる施設はどの施設かと。2点、どれを考えていくのかということで質問が上がっていますので、検討項目でそのような可能性があるところをお出しいただければと思います。

白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 個別の名称は割愛させていただきます。考え方としていわゆる今社会教育施設あるいは観光施設等々で今既にやっているものもございしますが、そのほかに例えば指定管理をしているところでいえば萩野公民館をしているけれども他の公民館はしていないだとか。そういう現実もありますので、そういうことが進められるのであればこういう施設も指定管理という検討が成り立つのであれば考えますという考えです。民間移譲をとというのは特定の施設というのは今まだ押さえておりませんというか、内部の中でも話は進みませんが、そういうことが検討する項目の中で出てくるのであればそれも考えまじょうと。例えば、例えの事例でちょっと個別いいますけれども、さきに過去の議会等々で出てきましたからいいますけれども、東町福祉館。あれは総合福祉センターができた時点で、いわゆる取り壊しということの方針が出ました。ただ、その地区の連合町内会のほうで使えるまでこのままというようなことで今現在きています。例えばそういうものを町内会で管理運営といいますかそういうものができるのかどうか、こういうこともこの視点の中に入れて考えていきたいと。今現在特定の施設をとということではございません。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） ですから、公民館の話も出たけれども、やはり私も前回言いましたけ

れども、指定管理今全国的に見直されているのです。逆に高くなってしまっているのです。そういうことも含めて、ただ安易にその言葉を使うのではなくて私は対費用効果をちゃんと出してそういうことをやるということが本来ここに含まれていなければいけないと思います。それと、今東町福祉館の話が出たけれども、私たち議員懇談会に行ったらあそこの管理人は地域の人も全てではないけれども、もう使っていないのだから、いきいき4・6あるのだから早く壊してほしいと去年も言われているのです。そういうこと事情聴衆していますか。行ったら言っているのです。経費大変だからと。それはいいです。そういう実態も町民の中ではあるのです。だから、どうか。だからそういうことは私はここに対象が載ったからもっと具体的に、攻めるわけではないです。それで答弁いいけれども。もっと詰まった話しで上がってきているからと思って聞いているのです。本当に1年、2年の話まできているから。そういう意味です。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今前段の指定管理者制度、確かに全国的にそういう施設が指定管理にあっているのかどうか。当然指定管理者制度を導入した趣旨は行政で直接やるよりも民間のノウハウを入れて運営することのほうが効率的だということが一つと経費の削減です。そういうことが指定管理をすることによって効果が発揮しているのかどうかというのは、やはり視点の中に入れて検討しないと。当然今全国的にいわれているのはその施設が指定管理にあう施設か、なじむかどうかですね。そこら辺が近隣でもありますけれどもそういうことは視点に入れていこうと。それから後段の2点目、東町です。申し訳ない、個人的に言わせてもらえれば、東町の住民として役員もやっているという立場でいえば今前田委員が聞いたのは全体の意見なのか一部の意見なのかわかりませんが、私どもも内部の会議の中でこの施設はもう町としては経費はかけられないから町内会館として連合町内会が受けるかどうかというのはそれは大きな議案としてまだ出ていませんけれども、それは町からあるいはそういうところから話があればその地域としても協議をします。ただ今何も使われていないというのは私ども町内会でも使っていますし、それから社会教育団体が使っていますし一概に、失礼ですけれども一部の意見ということになるのかというふうには思っています。後段の部分はちょっと両者の立場、副町長の立場ということとプラス地区の者として言わせてもらいました。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） それで後段の部分なのですけれども、その地区協議会で議論すると思っています。そういう話が出てくると思いますけれども、これは地区協議会のあり方についてちゃんと確認だけしておきたいと思います。私先般質問したらその地域振興会を含めてそれは別にして、あくまでもこの地区協議会は公共施設の再編、あり方だけで協議しますというけれども、きょうもまた同僚の議員でいけば地域の基本計画云々という話が出ていますけれども、その辺整理しておいてほしいのです。町としてこれは10月29日の社台、白老、石山地区のまちづくり懇談会でもこの3ページの表を使って26年度からやりますとっているのです。これも概略説明しています。ただきょうもまた何か地域の基本方針も含めてやりますというような言い方していましたね。ただ私の答弁にはそれは第5次基本計画とかいろんな部分でちょっと議論しましたけれども詳しいことは抜きにして、それもあるから当面はそれではなくて公共施設等の統廃合するためのやると担当課長は私に答弁しているのです。そしてきのうだかー



昨日から町連合会でまだ協議していますけれども、その辺どういうふうに整理していますか。これはちゃんとしておかないとまだ私たち議会懇談会に行ったときに町内会長さん方が来ますけれども、仮にこういうような話が出てきてどうなっているのというときに曖昧では困るのでその辺ちょっと整理しておいてください。もしその答弁によっては前々回私はこれに対して議論していますから、ぶり繰り返しますけれどもその辺の整理だけちゃんとしておいてください。どうなっていますか。

○委員長（小西秀延君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 今のお話の中でこの地区振興計画が公共施設の話をするということですね。この地区振興計画において公共施設のことだけを話すということはちょっと言った記憶がないのですけれども。今もう1回整理しますけれども地区振興計画においては3ページの図に書かれているような項目を一応今想定している項目としてはこういうようなことで公共施設だけということではないということです。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） そうしたら地区別の振興方針、振興テーマとか全て公共施設の基盤整備とかいろいろなことをやるということですね。そうするとここで地区振興計画を立てるなら同じことは言いたくないのだけれども、第5次基本計画では地域振興計画は抜いたのです。第4次で入っていたけど。そうしたらもう1回ここでそういうことをやったときに、それを整理してきて地域が上がってきたら当然財源も全部つきます。そういうことも含めて全部やるということですね。では議会が第5次総合基本計画といったときに地域の振興計画は、では町側の答弁の意向でいいと、ではトータルだけでしましようというけれども、今回そうしたらまた浮き出てくるということの解釈でいいですか。

○委員長（小西秀延君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 第5次総合計画との兼ね合いですけれども、第5次総合計画のときは私は担当ではなかったのですけれども一応そのときのやりとりの中では全町を一体的に進行するというので地区別計画は今回は策定しないというふうに説明しております。議会からは地区別計画が必要ではないかという議論がございました。今回の地区振興計画につきましては、いろいろふくそうするのですけれども、今回の財政健全化プランにおいても今公共施設の問題が出ていますし、あと町内会のほうにおいても町内会の役員のなり手がない、町内会活動が縮小しているとかという、そういう地域コミュニティーの課題がまた顕在化されているということを含めて、今回地域のことをどういうふうに再編していこうかということを含めた検討をしていくということでございます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 検討するのはいいのだけれども方向性が出たときに財源とか人とかいろいろ出てくるのです。その手当はそこまで考えてそういう地域振興計画の策定イメージしてつくっているのですかということです。ここでできた基本的な部分が予算に反映するだけの発想で言っているかどうかかわからないけれども、本当に地域振興計画かどうか我々議会も議論しなければだめなのです。地域から上がったものが。そこまで考えて整理しているのですかということです。そういう自分たちのタガをはめて、この計画いいと思います。それこそ十戒

の椎川さんが言っているのと同じです。いいのです。だけど今白老町がそこまでやれる状態ですか。そういう理想を持ってたがをはめてしまったら町側が困るのです。財政負担、人、では細かいことの部分の町内会の整理、当然組織もつくらないとだめです。できたとしても機能しないのです。悪いけれども。では職員がまずその荷物を背負って歩かないとだめなのです。これは美しいことを書いているけれども本当にいいのかと私は心配しているのです。やれるなら本当にいいことです。やってください。だけどこの前の答弁も予算ついたり何かしたら曖昧なことを言っているわけでしょう。この前の2、3年前の竹浦のだって駅前側の溝のところをやってくださいとって計画あるないで騒いでいました。それで町側が次の年ふたかなんかかぶせたと、そういう問題がきたときどうしますか。もし、ああだこうだと言って町側が延ばしたら議員懇談会に行ったら議会も今度徹底的にやられるのです。そういうこと含めて地域のそういう拾う気持ちはわかるけれどもできますかというのです。そうであれば今ここでこのイメージはあるけれども、当面健全化プランでは施設の統廃合だからこの対象施設に載っている部分の整理をするために町内会のこういう協議会だけにさせてもらいますとかちゃんと整理していたほうがいいです。どうですか、副町長。私は心配して言っているのです、逆に。議会から。

○委員長（小西秀延君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 今回の地区振興計画についてですけれども、これまで総合計画で地区別の計画つくってまいりました。それは主に地区の整備計画だったのです。だから今いわれたようにどこの道路直すとか、そういう関係だったのですけれども、今回は地域活動をどういうふうにしていくかということが中心で考えていこうということにしております。確かに予算が全くゼロかという、それは多少は出るかもしれませんが、そこは事業費の枠の中で考えていきたいということで今想定しております。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） それではどういうふうに解釈していいのかわからないけれども、地域活動といえば本来町内会連合会が主体となって地域活動づくりをすべきなのです。今みたい地域振興計画云々行政にかかわらないものだったら逆に町連合とか協働のまちづくりのそういう主体性の中で任したほうがいいのではないですか。そして今地域振興計画は施設の統廃合ですと、ではこういう、先ほど同僚委員も言っていました、そういうものを持っていったらいいのではないですか。そこまでかかわっていくと本当に荷物背負ってしまって細かいことまで背負います。だからそういうことをちゃんと整理しておかないとだめではないかと言っているのです。でもそれでまだやるというなら私はいいのだけれども逆に心配しているのです。そして議会も、先ほどと同じことを言うけれども、地域に行って懇談会をやったとき今それを地域振興計画でいって、皆さんで行政でやって、竹浦こういうこと、白老はこういうことと並べたときに、それが実行されなくて、地域懇談会したときに議会は何しに来たとか、予算載らなかったとかと始まってくるのです。今課長が言ったように地域活動だけだったら何もここで大騒ぎすることはないです。これはちゃんと整理しておいたほうがいいと思います。

○委員長（小西秀延君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 今前田委員のご心配されることはもっと整理していこうとは考えております。先ほど私が言ったような内容で進めるために、今町内会連合会で

すとか団体のほうに働きをかけて、なるべくそちらの主体性を持つと、ただ町としても公共施設のことですとか補助の関係を再編するというでもありますので一体となって進めていくということで今準備を進めています。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） そうしたら地域の振興計画とか、そういう部分はちょっとおいておくということでいいですね。

○委員長（小西秀延君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 今言われたのは整備とかそういうことですね。整備とかを中心に考える計画ではないということでご理解をお願いします。

○委員長（小西秀延君） 15番、山本浩平議長。

○議長（山本浩平君） 今の議論を聞いていまして私自身の解釈です。間違っていたら違いますとご指摘いただければいいのですが、今同僚議員が非常にその地域からいろんなニーズが上がってきたときに、それを背負うことにはなるから大変だというお話がありました。これは地域振興計画という名前ですけれども、実際のところ地域縮小計画という言い方をしているかどうか分かりませんが、そういったような内容なのかと私は実はこれを読んでいて解釈しております。と申しますのは、昔は町内会館や生活館というのは本当にその地域に根差し密着して、いわゆる葬儀屋さんがない時代は、そういう生活館で葬儀をしたり、あるいはお寺でしたりとかそういうようなことで需要がありました。今生活館これはあつたら便利だというようなものになってきていると思います。そして本当に高齢化率も相当高くなって管理される方も大変、町内会長のなり手もない、そういう時代の中でそれを今後見直していきましょうということなのかと解釈しております。例えばこれをきれいな言葉でもしどうしてもほしいのであればその町内会で管理運営してくださいということでもし預けたとします。それは管理運営だけでは済まないのですね。今1番金が係るのとは何かといたら解体費用、それを解体したあと産業廃棄物に持って行って捨てる、そういったことに非常にお金が係るような状況の中で本当にこれは地域や町内会連合会を通じて、そういう町内会で預けるということは本当に可能なのかどうかというのがちょっと難しいのかと実際そのように感じるのですけれども。そういったようなほかの自治体でもし実例があるのであれば、こういったようなやり方でそれは運営していきますというようなことがあれば教えていただきたいというのが1点と、先ほど冒頭に言ったのは私の解釈ちょっと言葉が余りいい言葉ではなかったかもしれませんが、具体的にはそういったようなことなのかというイメージを私はもったのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（小西秀延君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 名称についての最初のお話のございでしたがけれども、地区振興計画ということに誤解があるようであればまた改めてその策定に入るときに考えたいと思いますけれども、行政といたしましては決して縮小するとか、そういうことは考えて当然ですけれどもないものです。このいわゆるコミュニティの変遷というのは国の政策でもありまして、1971年にコミュニティに関する対策要綱というのが国で発せられまして、それから小学校区ごとにコミュニティ施設をつくって地区のコミュニティを発展させていくと

いう政策の一環でもありました。ただ21世紀に入って少子高齢化、人口減少によってどんどん変わってきていますので、または70年代につくられた施設がどんどん老朽化しているということもありますので、先ほどの話もありましたけれども国もその廃止とか統合とか解体費用をどういうふうにしていこうかというお話が出てきていますので、町といたしましても国がそういうものに対する補助なり孤立的な起債とかそういう方法をいち早く出していただいて対応できるということを期待しているところであります。

○委員長（小西秀延君） 15番、山本浩平議長。

○議長（山本浩平君） それぞれ例えば町内会に一つしかないような、当然ですけれども建物があつたとしますけれども、これは例えばそれをまだそんなに老朽化していないものでしばらく使ってもらおうというようなことになったときに、その町内会を少しもっと大きな枠組みの町内会というような形の中でこうやるのも一つなのかと。それぞれのコミュニティーという言葉がございましたけれども、それが段々今かなりの高齢化になってきていましてなかなか町内会活動が以前ほど活発ではないという地域がどんどんふえていると思うのです。ですからその辺も加味した中でこういった計画を進めるべきではないかと感じるところがあるのですけれどもいかがでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 高橋企画担当課長。

○企画担当課長（高橋裕明君） 今お話にありましてとおりでございまして、手法としては今出されたようにお互いの町内会で連携して例えば子供会が減ってきたから子供会は連合してつくるのですとか、もしくは町内会ごと一緒になるとか、そういうことも中にはあるかもしれませんが、そういう中での再編も含めて検討していくということで、今町内会連合会のほうで各町内会にアンケート調査をいたしまして町内会のいわゆる実態調査、活動内容等の調査をしておりますので、そういうものを基本材料にしまして課題を明確にして検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。1点だけちょっと。今までの議論はわかりました。それで具体的に例えば学校なんか大きな施設、森野は森野であるまま閉鎖して一切電気もみんな切っかけてないというのはわかります。ただ竹浦の中学校みたいところは多分来年の3月でもう1年ですね。2年たつたらもうなかなか使えないというふうによく聞くのです。そこをもし再利用するとしたら。ですから森野みたいところは活用する方法がなくて閉めてしまうのだつたらそれはそれで全然構わないです。経費がかからないのだから。今すぐ壊すというわけにもお金に係るからできないということであれば、それはそれでわかるのだけれども、ただああいう大きな先ほど言った面積も出たけれども、ああいう大きなものが再度また使うときにお金がかかるのならもう今の状況ではどうにもならないと思うのです。ですから、竹浦中学校のようなものは利用するとしたらもう期限を切つてやらないと間に合わないのではないかとというふうに思うのです。そういうことだけは使わなくてももうそれで閉鎖しますというなら、それで壊せる時期になったら国の補助をもらって壊しましょうというなら、それはそれでいいのです。けど使うのだつたら私は期限を切つてやらないとどうにもならないのではないのかと、ああいう大きなものは。そういうふう思うのです。あれは水を落としてしまつてずっと置いたら

本当に2年たったら多分水道なんか使えないのではないかと思うのです。そういうところは期限切ってきちんと活用方法を考えないとだめだと思うのだけれども、そこら辺はどんなふうに考えていますか。

○委員長（小西秀延君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 直接今の公共施設の見直しとはちょっと違う問題になりますけれども、企画のほうでその検討の窓口になっている関係でちょっとお答えしますが、もうかなり時間はたっているのは承知しています。行政内部で何度か検討会を開いておりまして、その中でいわゆる行政、ほかの施設の移転ですとか、そういうようなことも模索しておりました。なかなかそういうものが適するものが見つからなくて前1回議会にもお話ししたように、いわゆる提案とか公募みたいなのをかけるという段階で、その公募様式までは作成したのですが最終的に市街化区域に当たりまして活用の範囲が非常に狭いのです。そういう関係で今、道とも協議を始めていましてさまざまな課題があるものですからちょっと遅れているという現状であります。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。このことで長い時間をかけようとは思いません。例えば前にちょっと議会で出たように、高齢者大学を向こうに移して高齢者大学をさらにして、そして売ると。そしてお金を得ると。もちろんそれも壊すのにお金がかかるわけだから財政のできる範囲なのかどうかわかりません。ただ、そういうものが何もなくてまたずるずるいってしまうと全部が今度壊さなくてはだめになります。今そのあとのことももう2つの学校が出てくるわけでしょう。そこも壊すとなったらそんな100万、200万では壊せないわけです。そういうことまで考えてこのことをやらないと、私はにっちもさっちもそういう意味でいえばいかなくなってしまわないか。だから使うなら使う、使わないなら使わないというふうにしないと、もう公募はしたけれども1年たって何もなかったからもう使えなくなってだめですというのは、もうこれは全然アウトなんていうものではなくなると思うのだけれども。そういうことで、期限を切ってやってここまでだめだったらやめてしまうとか、それぐらいの公共施設の見直しというのはそれぐらいの決断でやらないと、町内会が一緒になって2つの会が1つにするというのとはまた違った側面でそういうことが必要ではないかと思うのだけれども違いますか。

○委員長（小西秀延君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 今お話にありましたとおり、ある程度ずっと空白期間が長くなるとまた使えるものも使えなくなってしまうということもありますので、ある程度の期間は想定して、今ちょっと用途について道と協議中でありますので、その中にある程度めどを決めていきたいというふうに考えています。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今言われている部分で今具体的な施設の名前を言いましたけれども大枠の施設のところというと、どの施設をどの施設とかというようなことはこれからということで、ただ今の考え方として、それではその施設を統合したときにその施設を違う形で利用するのか、それでは利用しないのか、それだったらもうこれは利用させないで撤去すると。そ

うしたらこの撤去費用が出ないけれども、この期間は未使用の期間としてその後財源手当が出たときに壊すとか、そういうようなことを含めてその施設の方向性といいますか、そういうものもある程度ちゃんと明確にしておいたほうがいいのではないかというようなお話だと思います。内部検討の中ではある程度の施設の視点の押さえた中でのこういう施設はどうなのかというのはある程度押さえていますので、これから協議する中ではその施設が今後どのような方向性で持っていったらいいのか、これについては今言われた部分での検討は十分させてもらうというふうに思っております。事例として、例えば高齢者大学の校舎ももうほとんどもない状況です。それではあの施設について手を入れるかといったら手を入れられる施設でもない。それならば他の施設に転用をとということもお話の出たとおり私どもの内部でも協議はしております。ただなかなか実現しないのは今度は交通の関係だったり、その施設の大きさなりとか、建物のということとでなかなか前に進まない状況は現実なのですけれども、そういうことを含めてその方針を定めた中で答えを出していくといえますか、検討していきたいというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） もう1回、1点地区振興計画の部分についてだけ確認しておきます。この地区振興計画の策定にあたって、この今健全化プランの中では地域振興計画の策定の中でということになっているのです。公共施設の整理合理化を進めますと。多分この部分を主張していると思うのですけれども、その先ほど言った担当課長のほうはこの地区振興計画も考えていますと、こう言っていましたけれども、私の言っている部分が理解されなかったら困りますのでもう1回お話をしますけれども、まちづくり懇談会の中の町内会に説明した地区振興計画の策定にあたってという、その中の地区振興計画策定の目的とあるのです。それでこのときに町はこう言っているのです。各地区別の特性環境条件を踏まえ、その課題解決や将来展望を明確にした地区振興計画を策定し白老町の基本計画に位置づけて総合計画と連動したまちづくりを進めますと、こう言っているから私は質問しているのです。だけどちょっとまた意見が食い違っているのだけれども、本来目的はここなのでしょう。そうすると大きな政策変更になってくるのです。だから私はこの図表でやって検討すると言っているけれども、その辺をきちんと町内会のこのまちづくり懇談会できちんとその場で公に説明しているのです。こうやって書いているのです。将来展望を明確、地区振興計画策定しです。そして基本計画に位置づけと言っているのです。ちょっと今答弁違っているのです。だからもう1回整理したほうが良いと思うのだけれども、これ行政局長はどう思いますか。きちんと整理しておかないと、これは大きな政策なのです。ましてここに基本計画に位置づけて総合計画と連動したまちづくりを進めますと言っているのですから。これは大きな争点になるのです。ですから今ここで、ここで言っているように地区計画の振興であっても、今言ったように地域の活動も含めて、その中で公共施設の整理合理化を進めますというならわかるけれども、議会の健全化プランに大きな目的というのは書いていないのです。それで町内会の懇談会のときはこういう大きな趣旨が説明されているのです。矛盾しているでしょう。私はだからそういう部分で言っているのです。何も小さいことを言っているのではないです。それがきちんと整理されれば納得するのだけれども。逆に行政側がこうやってやられたときに困るということを書いて、整理しておいたほうが良いの

ではないですかという提言を私はしているのです。だからこれがどうだこうだと責めているわけではないです。どうですか。その辺きちんと整理をしておく必要があるのではないですかということです。そうでないと後々議会でもこういう部分から一般質問が出たりしてほころびが出たら困るから言っているのです。

○委員長（小西秀延君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 町民の説明会で示したその文章で今回の地区振興計画は意図としては今ちょっと誤解というか、そういう解釈もあるということは承知しましたがけれども、まちづくりの基本的な計画と申しますか、これは協働のまちづくりの基本姿勢をもとに町民が地域づくりに主体的にという意味合いでまちづくりの基本的な計画としてということで、総合計画の基本計画という意味ではないということです。だからそういう誤解があったということなのですからけれども、まちづくりの基本的な計画としてその協働のまちづくりを行っていくことが必要だからということで、そのほかに総合計画というのがあるので総合計画とも連動してという表現をしていたところです。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） そうしたらここで私が今、町が説明しているこの将来展望を明確にした地域振興計画を策定して総合計画に位置づけするということは別ですと。あくまでもこの健全化プランでいっている3ページで示している地域振興計画の策定のイメージはこうなっているけれども、あくまでも地域のまちづくり活動を支えていく部分の言い方ということでいいのですか。

○委員長（小西秀延君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 例えば展望とかそういう点については、これは前の地域での検討にも出ていたのですが、例えば虎杖浜地区において虎杖浜は観光客とかそういう外からのお客さんが多いということで、この私たちの住んでいる地区は来客者が多いのできれいなまちづくりをしましょう。それは花づくりでもいいし、ごみが落ちていないようなまちでもいいのですけれども、そういうような要するにきれいなまちづくりをしましょうという展望を持って地区が取り組むと。そういうような地区の振興方針もそういうような文言でつくるというイメージで思っていますので、総合計画の基本計画という誤解はあったかもしれませんが、先ほど来の説明のとおりでございます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） よくわからないけれども、今課長言っているのは本来町内会が自主的にやる話だと、町連合が町内会会議のときにそういうまちづくりを我々がしましょうと。それは町民が自発的に出る行為ですね。行政から押しつける話ではないのです。私はそれは地域から自主的にやってまちをきれいにする、どうする観光客が来るなら、それこそきれいなまちでお迎えしましょうと、これは町内会が当然やるべきです。私はそれは前提にあるのです。そこまで何で町が進行計画をつくって手を入れなくてはいけないのですか。本来はもっと、話戻りけれども病院の部分であれば町長言ったように地域に行ってこういう病院をつくりましょう、そういうことが地域の中に入っていてこういう病院をつくる、それが本来の行政のやる仕事です。今、担当課長が言ったことは町内会がやる話です。私はその前提でものを話しているから

合わないのですね。そうすると私の今言った前提でいけば、本当に地区振興計画を策定するといったら、まちがこう考えている地域がこう考えているもっと大きな中での議論になってくるのではないですか。だけでも財政が厳しいから町内会としてはこういう形のものにできないでしょうかと、それを調整するのは町ではないですか。どうもわからないのですけれども、これで終わりますけれどもどうですか。

○委員長（小西秀延君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 地区振興計画という言葉にちょっと誤解があると思えば、イメージとしてはコミュニティー計画というようなイメージのほうが近いと思います。そういうことをご理解をお願いします。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 松田です。いろいろ議論してきたのですが、今最後にきれいなまちづくりという言葉も出ました。地域振興の中で。だったらあの虎杖浜の浜通りのはまなすを植えたやつ草がことし1回も採らないのは、あれはきれいなまちづくりですか。萩野や北吉原の前浜の今のあの姿を課長は見てきましたか。きれいなまちづくりというのなら。ごたごたでしょう。あれでどこがきれいなまちづくりですか。まずきれいかどうか、これを一つ教えてください。今、まだたくさんありますから。

○委員長（小西秀延君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 植え込みになっているところですが、先日見てきましたが本当にどちらかというと放置されているような状況になっておりました。そういうところがあるので、やはりどういうふうに改善していくかということはきちんと検討していかなければならないというふうに考えています。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 先ほどから議長も言った言葉もあったし、地域振興のそれから地域の施設の統廃合もありました。この施設の統廃合、今集会場だけで34ぐらいあるのですか、これらも白老の町内会が全体で130ぐらいあったときがあったのです。今は確か108だと思います。そのころどこも町内会も会館がないときは会長の家でやっていたのです。会長の家で会議を。そしてその会議をするたびに終わったら酒を飲んで、そしてその家庭に迷惑をかけるからみんな会館がほしくなって、まちができれば自分たちでつくるようになったのです。それからもう一つ先ほどから言っている東町の会館も使われなくなった話もあったし、副町長はこの地主ですから。ここもきちんとここに出ているのです。21年度2,358人使っていますね。24年度のは出ていないけれども。社台も1600だけどもあそこは1つしかないですね。ですから、これは社台は新しいしなくなるわけではないのだけれども、私はこういういろいろな問題があるから戸田町長が町長になったときに地域担当制度をつくって、こういうもやもやのことを解消しようと高齢化もなってきたし、そして地域のことは協働のまちづくりのもう一歩進化させるためにも地域担当制度をつくって地域の中身をきちんと行政の地域担当にあたる者が把握をして、そして協働のまちづくりを進化させるというのが地域担当制度ですね。ですから何もこんなごちゃごちゃ言うことはないのです。町内会の会長に任すとか、そんなことにならないのです。地域担当制度何のためにつくったのですか。私は少なくともこういう地域のごたごたを



少しでも、それから地域の手足になって、そしてもっと協働のまちづくりを進化させるために私は地域担当制度といのをつくったのだと。ですから私は前に質問したときに地域担当制度の町なるものは地域生活館や公民館に1つずつ地域に置くのですかと聞いたこともありますね。私は地域担当制度とすると、そういうことをすると地域の大きな問題が解決させるためにやったのだと思ったら、言葉だけは地域の振興とか何とかいうけれども、結果的には物を減らして壊して、そしてただただ町民の手足を切っていくだけの、地域担当制度をつくったといってもそれだけの今話ではないですか、今やっているのは。どうですか。

○委員長（小西秀延君） 中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） ただいま松田委員から地域担当職員制度、これは実際にはまだ正式な制度としてスタートしておりません。今お手元の3ページにも書いておるとおり、地域と一緒に担当職員がかかわりながらということの手法を今方向性を一つ整理した中で、今回この図柄にも書いているような方向で、現在私ども町内会と町連合と日々話し合いながら進めているのですが、ここら辺についてもこの制度、担当者を配置した中でより地域と個別の具体の話をしながら、この計画策定ですとか、地域のそういった地域づくり、こういったものにも例えばベテランの職員を配置した中で地域をアドバイスできるような立場でということの整理を今しつつあります。制度としてはまだ完成しておりませんので、この辺ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 町長にお聞きしますけれども、ではなぜ地域担当制度を選挙公約して、そしてやりましたね。やりましたけれどもまだ制度ができないというのはなぜそんなに遅れるのですか。もう2年もこえて、なぜ遅れるのですか。

○委員長（小西秀延君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 本当に遅れているのは申しわけないと思っていますが、この制度をつくるにあたり、昨年町全体に高齢者に対して、こちらから発信をさせていただきました。その中でアンケート等々、あとは行った職員がじかに町民の話を聞いてきた結果、今担当課長がいろいろ精査していただいているのですが、まちづくりという一つの課題なのですが、その中にこの公共施設もあるし地域の福祉バスのこともたくさん課題がある中、どういう形でこの地域担当職員制度が白老町の中で生かされるかというのは、これはちょっと今行った現場の話を聞いたり、それをアンケート取ったりした中では、もうちょっと時間をかけて精査したほうがいいという判断であります。これはスピード感持ってやりたい気持ちはさまざまあるのですが、今の白老町役場の人数の関係だったり、地域担当職員制度をそれぞれ社台から虎杖浜まで置いてやるのが理想で、今白老町は高齢化になっていますので、役場で仕事を待つのではなくて役場と町民のパイプ役になればいいという地域担当職員制度で、これからは待つ時代ではなくてこちらからちゃんと出向いていこうという制度であります。この制度は先ほど言ったさまざまなまちづくりの課題がありますので、この辺をある程度絞っていかなければ一歩進められないと思っていますので、その今絞っている最中でございますので、この制度はちょっとお時間をいただきたいというふうに思います。その絞る中に公共施設の問題もあるというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 今、町長絞ってと言ったけれども、絞ったら空になってしまうのです。その絞る過程の中間の中できちんと方向性を決めなければ絞ったら何もなくなるのです。袋に水を入れてみてください。絞ったらなくなるのです。ですから絞る前に、きょう西田委員も施設の必要性はまちが考えてきちんと判断して出すべきだという言葉もありました。私はこの地域担当制度がきちんと機能すれば、先般75歳の方々にだけいって意見を聞きましたね。地域担当制度の中村さんが、76歳の方はどう考えているかわからないでしょう。進めなければ、77歳の方もどう考えているかわからないでしょう。75歳の人だけ聞いても。だから私はあの地域担当制度は私はいいことだと思いました。だけれども75歳の意見を聞いてどうするのですか。私も71歳の意見聞きに来なかったです。ですからそういう中途半端ではなくやるならやはり徹底してやれば、今この施設の必要かどうかの議論をやっているけれども、地域担当制度をきちんとまとめて、この地域はよく調査したらいらなかった。この地域は必要だったと地域担当制度から意見を聞けばこんな難しい話をする必要ないでしょう。例え町民の意見アンケートで聞くといっても、この間の10月何日の行政改革委員会の議事録を見ましたか。学校給食センター、バイオマスみたいにニンジン食べさせられてまた失敗しないでくださいと言っているのです。町長はあの議事録を見ましたか。この学校給食センター建てる議論は21年からして、私も一般質問もしてよく町民に説明しなさいと、こう何度も言いました。しかしながら肝心の行政改革委員会が何も10月の時点で知らないで、そしてバイオマスのようにニンジン食べさせられてまただまされるなという言葉を使っているのです。これは事実です。ですから私は今言いたいのは、今のこの施設もこれもただ住民の意見を聞いてもまたそのとおりになるのです。ですから私はそれだったら地域担当職員がきちんと町内会長全部に回るか、全部の意見を取って職員がきちんと調べればこんな難しいことないでしょう。後からもめないし、こんなことにならないのです。私はそう思うのですが、私の考えは間違っていますか。

○委員長（小西秀延君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） この地区協議会と地区振興計画の策定はこのイメージ図にもあるように地域担当職員制度と連動しています。今松田委員おっしゃるのは地域担当職員制度で全部賄えるのではないかという意見だと思うのですが、その辺は地域担当職員制度、今確立していないのもあるのですが、先ほどのちょっと絞ってという言葉がちょっと悪かったかと思っているのですが、絞ってという意味は例えば今回は公共施設に地域担当職員制度のテーマを設けましょうとかというテーマを絞っていくということであるので、まちづくり1から10までやるとなかなかやはりそれが本当に実践されないということでもありますので、テーマを持っていこうという絞り方でございます。そのテーマを他の公共施設に絞りましょうという形で地域担当職員制度でやるやり方もあると思いますが、ここは地域担当職員制度も活用して町連合と地区協議会をつくってこのルール化をしていながら地域担当職員制度、行政と一緒にやっということでもありますので、結果としては地域にある公共施設でありますのでここは地域担当職員制度と連動しながらやるというのが今回のご提示をさせていただきますのでご理解をいただければと思います。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 理解しているのです。しているのだけれども、私はどうもやっていることと目的が違うような気がするからこういうことを言っているのだけれども、これはちょっとこと違うかもしれないけれども、例えば集会施設、公民館、生活館を含めて、これは事務事業の見直しなのですが、北吉原のプラザの補助を廃止しようとしている。あそこはお金を結構持っているのです。だからそれを狙って廃止しようとしているのですね。それは地域の方々があそこの小さな補修や何かを自分たちでやろうとして一生懸命お金を貯めているのです。誰かが亡くなったらそのために使ってくださいとみんな地域が寄附するから貯まっているのです。それを今度貯まっていくから、36万か42万か補助しているのを、これを切ろうとしている。だったら生活館の管理人の管理料わかっていますか。1年間36万ですね。30年間も同じ人がやっている人がいるのです。そうすれば1,000万もらっているのです。こういう不公平もおかしな話。それから片方は鍵を貸すだけで36万なのです。片方はで全部管理して北吉原ふれあいプラザが36万か42万。それから萩の里が12万か管理料やっていますね。生活館の決まりは使ったら元通りにして返すというのが決まりなのです。どこもそうなのだろうけれども。それで鍵を貸すだけで36万なのです。それが多いか少ないとかいっているのではないです。だからやはりそういうものもきちんと調査をして長い間、今始まったことではないのです。そういうこともして、そしてふれあいプラザの補助をなくするのか、そういうのなら私も理解できるのです。きちんとプラザの管理人に言われました。貯金あるから廃止すると言われたと。では我々が苦勞して、そして小規模修繕をやろうとした、この貯めたお金は何のためにやっているのだと、こう言っていました。私が言われたのですから。ですからやはり、ただ目先だけのものではなく、港を廃止したりバイオマスを廃止したり大きなことをやれば、こんな目先の話を角を立てて言うことはないのです。

○委員長（小西秀延君） 中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） ただいま北吉原のふれあいプラザの関係がありましたのでお答えさせていただきますが、今回の計画の中では廃止の方向ではなくて12月の議案にも指定管理の継続の関係でまたご提案させていただく考え方で、今おっしゃるような経費、これは現在と同額のものでプラザについては今後も、今当面としては継続する方向で指定管理を受けていただいている協議会のほうに継続して管理していただくという考え方で、ほかの今おっしゃった福祉館ですとか、関係の見合いの同額の積算のもとにプラザにもお支払いしています。ほかの鍵を貸すだけの施設とおっしゃる部分について、今回施設の見直し中でここら辺を改善していきたいということですのでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 私は知って言っているのです。生活館の運営経費は道からきているのも知っているのです。ウタリ対策から始まってやっているのだから。わかっているのです。わかって言っているのだけれども、今それから課長が言った北吉原のプラザは会長さんが私にそう言ったのです。縮小するようだけれども私たちの貯金を狙って、そしてくれなくなるのだと。私は言われたとおりに言っているのです。私がつくって言っているのではないです。ですから、そういうことがないようにしてくださいと頼まれたけれども私はそういうことは言うつもりはなかった。何も陰で言えばいいわけだから。だけれども余り今言っていることがおかしいから

私は今ちょっと言ってみたのだけれども、こういう議論がされて始めて議会と行政と相談したと言えるのです。こういうことが、私は今ずっと永遠とやっているけれども、みんなそうなのです。ですから行政側の考えもあるし、議会側言っているのは町民の代表なのです。町民の要望を代理で言っているのです。ですから私は町民と話のも大事だけれども、この議会が議会でこういう腹を割ったような話をきちんとしないとだめだといつも言っていたのはそのためなのです。ですから地域担当制度もまだ制度ではないといっても、きちんと制度と文章になっているのです。ずっとなってもう2年になるのです。それからいって、どうして制度ではないのですか。これは中村さんに言っているのではないけれども、これぐらいでいいです。私の言いたい趣旨だけわかってもらいたいと思って今言っているのだけれども。

○委員長（小西秀延君） ここで確認をいたします。ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） なければ、以上で公共施設についての質問を終了いたします。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後14時31分

再開 午後14時40分

○委員長（小西秀延君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に9項目目公共下水道事業についてであります。質疑があります方はどうぞ。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これで第1章からの第6章にわたる全体の質疑及び第3章の重点項目9項目の質疑が終了いたしました。

次に全章にわたって質疑漏れ、再確認の質疑を行います。質疑に入ります前にこれまでの質疑において答弁保留となっています事項について答弁をお願いいたします。まず1点目バイオマス事業お願いいたします。

竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） それではバイオマス燃料化施設の運営管理コスト、それと白老町のごみ処理事業の企画、この2点についてご説明させていただきます。まず資料ですけれどもバイオマス燃料化事業資料の1と2を使ってご説明をしたいと思っております。最初にバイオマス燃料化施設運営管理コストの試算についてです。まず資料の1からになります。表の1、上のほうが表の1になっていますけれども、表の1につきましては今回のプラン案のバイオマス関係資料2の広域処理とそれから運転規模の縮小、この試算の支出の部分に記載した表でございます。表の中間に支出のところ燃料化施設運営にかかる費用がされております。平成26年度予定の予算ですけれども1億1,624万4,000円と記載されております。以降7年間で合計額が8億2,447万3,000円でございます。合計額につきましては右側のほうに記載されております。資料につきましては11月22日に配布されている部分になります。続きまして、その今ご説明させていただきました燃料化施設の運営経費をもとにして、下の表の2のほうに7年間の経費を記載しております。ここの部分からライフサイクルコストという試算になっておりま

す。表の2につきましては7年間の経費、それから表の3につきましては施設の解体経費を試算して記載しております。まず表の2ですが、燃料化施設運営経費6項目に分けて試算しております。①としまして運営管理業務委託料です。人件費それから車両の維持管理経費、消耗品、それから機械の整備費、それと諸経費をそれぞれ記載しております。合計しますと業務委託料につきましては7,069万7,000円となります。②につきましてはその他委託料となります。汚泥の清掃それから消防設備の保守点検それから環境測定等となります。合計しますと405万9,000円となります。それから③エネルギーの使用料となります。エネルギーの使用料につきましては燃料費がございましては主なものA重油となります。金額にしますと885万円それから光熱水費につきましては主に蒸気と電気となります。合計額が1,580万2,000円となります。それから④としまして役務費、使用料、それから修繕等がございましては合計額が404万3,000円ということになります。それから⑤としまして原材料と消耗品がございましては原材料につきましては副資材の購入費となります。副資材の購入費につきましては306万1,000円、それから消耗品を合わせますと454万7,000円となります。それから最後に⑥として消費税があります。消費税につきましては8%を計算しております。8%計算につきましては26年、27年、28年以降につきましては10%での計算ということになります。それを合計しますと26年度予定の予算ですけれども1億1,624万4,000円ということになります。以降7年間の記載がされております。それから表の3についてですが、表の3の部分につきましては施設の運転を終了した段階での解体経費を記載しております。一番上のほうにバイオマス燃料化施設、ここは本体の部分となります。本体で解体費が9,900万、内訳につきましては右側のほうに上屋とそれから杭、この撤去が記載されております。以下排水処理棟とそれから乾燥棟とそれぞれの設備についての撤去費用が記載されております。合計額で1億7,534万円となります。ここの部分につきましては消費税10%で計算させていただいております。以上がコスト計算の試算となります。次に資料の2を見ていただきたいと思っております。資料の2につきましては今月の8日に口頭で一度説明させていただいております。19年5月に説明しました効果額8億円です。この試算に対して今回提示させていただいた必要な経費、それと人件費を合わせた試算とそれから広域と運転規模縮小を比較した表となります。前回は消費税5%で口頭でご説明させていただきましたが、この資料につきましては26年から27年が消費税8%、それから28年度以降については10%で試算し直したものでございます。比較表の資産の条件についてです。各表ともごみ処理事業全体の収入と支出を試算しております。それから比較の方法としましては歳出から歳入を差し引いた額、歳出に充当した額で比較をしております。期間につきましては平成21年から平成32年までの12年間としております。それからこの試算には公債費を含めた計算となります。試算の概要につきましては資料の左下のほうに記載させてあります。それでは最初に表の1からご説明いたします。表の1の部分につきましては先ほど言いましたように平成19年5月に説明しました効果額8億円のときの燃料化施設推移型の試算であります。歳出に充当した額につきましては、平成21年から32年までの12年間の累計となります。まずAの部分となります。右側のほうにAの部分がありますけれども総額で30億61万4,000円となります。次に表の2です。表の2につきましては今回プログラムのほうで提示しました24時間体制で整備費等を加えたときの試算となります。Bの部分でなります。Bの部分

で総額で53億4,685万円となります。それから、次に表の3です。表の3につきましては広域処理と運転規模を縮小した場合の歳出に充当する額を計算しております。Cの部分になります。Cの部分の総額は49億1,542万2,000円となります。比較項目についてですけれども右の下のほうに記載しております。①の燃料化施設推移型Aの30億の金額に対して比較しております。まず②現状継続型BマイナスAとなります。この金額が23億4,623万6,000円の増となります。それから運転規模縮小CマイナスAとなります。ここの部分が19億1,480万8,000円の増となる試算結果でございます。これが平成19年5月にご説明させていただきました効果額に対する今回プログラムで提示しました試算の増の部分の説明となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（小西秀延君） 一つ一つちょっと確認をしてから進みたいと思います。ただいまバイオの説明が終わりましたが、これにご質問のある方いらっしゃいますか。前田委員から出たご質問だと思うのですがよろしいですか。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） ですから、当初8億円あったのだけれども、これを計算すると逆に23億円の効果がなくなったという解釈でいいですね。増ということはこの中に8億円も入っているということでもいいですね。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 今のご質問にお答えします。まず23億という部分につきましては24時間で稼働したときに出てきた増になった部分です。8億も含まれているという形になります。それともう一つ、③の部分についても規模縮小した中でやっていった場合19億という試算になるということでございます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） だからこの額が効果のマイナス分としてふえたということですね。8億円の効果があつたものが23億になったという意味ではなくて、23億に引っ込んだということでしょう。そこをきちんと覚えておかないとこれは増が入っているから、ちょっと皆さん誤解して聞くと思うから。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 19年の当時の燃料化施設推移型に今の条件を照らし合わせておりますので、要するに19億、23億になってしまうということです。効果額ではなくてふえる額ということです。19年のときは効果として8億円の削減ができますといいましたけれども、今回の試算で示しているのは19億係るということです。プラスになるということです。

○委員長（小西秀延君） 1つ確認させてもらっていいですか。聞いている中でちょっと分からなかったのですが、26年度は消費税8%、26年度から計算している。28年度からは10%で計算しているというふうにご説明いただいたのですが、資料の表2の消費税が上がっていないのですが、それで全体の経費だけが上がっているのですが、これは説明とちょっと若干わからないところがあったのですが。

竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） その消費税の部分ですけれども、個々にではなくてトータル

数字の中でちょっと消費税整理させていただいたのです。係る部分もありますし、それからかからない部分もありますので、その部分で本来であれば1個、1個すればよかったですけれども、トータル中で消費税を加算させてもらったということになります。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 表2あるでしょう。表2の消耗品ありますね。薬品消耗品。ここが8時間で今度は6,652万1,000円になっていますね。8時間でやると。そういうことですね。ということは24時間から8時間にしたらボイラー用の薬品は使わなくなりますね。ふえることはないですね。減ったのだから。脱臭装置もそうです。そうすれば破碎機の効果が6,652万のうちのどれぐらいをしめたのですか。24時間やったら。24時間だったらこの何倍もなるでしょう。要は古くなってきたから壊れるという意味でしょう。今までは壊れなかったけれども。そういうことですね。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） まず、その破碎機の部分で今までいくらかかかってきて、これからいくらかかるかと、細かな部分は今ちょっと数字ないのですけれども、それで元の数字というのですか、24時間で運転したときの薬品とそれから消耗品が税抜きで約1,500万ぐらいあります。それが8時間に稼動することによって900万減になると、こういったような状況で今試算はさせてもらっています。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田・子委員。

○委員（西田・子君） 今の表の2のところと同じなのですけれども、④のところ、これは建物の不具合修繕が毎年100万ずつかかっていますね。申しわけないのですけれども、これを建てたのは21年ではないですか。それでこんなに係るのですか。700万も。これから700万かけるということなのか。何を意味して毎年100万ずつ修繕しなくていけないのか。普通建物を建てたら10年間くらいは、こんな毎年100万も係るほどの修繕をみなくてはいけないということがちょっとおかしいと思うのです。だからライフサイクルコスト計算の中で、毎年これだけかかるというふうな感じで、こうやって100万ずつどんどん入れているのか、実際にこういうものが係るのか、その辺がちょっとよくわからないのです。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） ④の部分の小破修理の100万の部分です。建屋関係で、例えばごみを入れるヤードのシャッターだとか、シートシャッターというのがあるのですけれども、そういう建物に付随している設備があるのです。シートシャッターだとかオーバースライダーだとか、そういったもろもろがあつて、それを1個、1個、これが来年壊れるでしょうというふうに推定して試算している部分もあるのですけれども、突発的な部分もある程度見させてもらった中の100万ということになっています。それでまだ5年ぐらい、あるいは4年経過して5年目に入っていますけれども、そういった中で壊れてくるのかという部分なのですけれども、ここの部分につきましては実際壊れる部分、壊れている部分なのでちょっと試算としては入れさせてもらったということでございます。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田・子委員。

○委員（西田・子君） つまりこれはライフサイクルコスト計算の中で大体このくらい、そう

いうものをプールではなくて実際にこれだけ分ずつ修繕していかなければならないというふうな計算が入っていることで理解するということですか。つまりひどい使い方をしているのかどうなのか。こういうようなものはこのくらい当然修繕費に係る建物なのか、その辺がちょっとわからないのですけれども。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） まず実際に係ってきた部分をもとにして試算はさせてもらっています。それでその使い方あるいは品物的にどうなのかという部分なのですけれども、使い方が例えば使い方100%とした場合に100を達しているかどうかというのは、それは故障したときの条件によってかわってくると思うのです。例えば何かのミスで壊してしまうという部分もありますでしょうし、単純に使っている中で劣化という言葉がいいかどうか別にしても、そういった中で壊れるという部分がありますので、そういった個々の条件はあるにせよ、実際に壊れてきているという部分がありますので、そういった部分で試算をさせてもらっているということになります。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 表2ですけれども、あくまでもこれはライフサイクルコストですから中身はわかりました。ただ私も初め同僚委員も言っていますけれども、この8時間労働がかなり経費が高いと。人数もかかわりなく規模を縮小してもう1回見直してくださいといっていますけれども、それとこれはあくまでも別ですね。これがそのまま走るとい意味ではないですね。そこをきちんと整理しておかないと資料出て、出したと言われたら困りますから。今それはきちんと見直ししているということで整理していいですね。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 今、前田委員言われたとおりでございます。ここのライフサイクルコストにつきましては当初出させた部分での試算でございますので、今後施設本体の整理だとかそれから広域部分も含めた中で整理した中で説明したいと思っています。

○委員長（小西秀延君） 11番、山田和子委員。

○副委員長（山田和子君） 11番、山田です。今の表の2の消耗品に係るところなのですけれども、委託料の中の消耗品と原材料の中の消耗品のすみ分けはどういう形ですみ分けているのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 消耗品のすみ分けの部分です。委託料に含めているのは比較的大きな修理というのですか、整備というふうに捉えていただければと思います。それから下のほうにある原材料につきましては、品物を町側が買って施設の中で作業している方で取りかえられる部分という形でちょっと試算をさせてもらっています。

○委員長（小西秀延君） よろしいですね。それでは次の答弁漏れに入りたいと思います。再任用の概要について。

本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） それでは私のほうから勸奨退職制度の凍結解除と職員再任用制度について、さきのこの特別委員会におきまして職員労働組合と交渉中であるということとして



答弁しておりました。その後、交渉後ご説明することとしていたことから二つの案件について職員労働組合と大筋で理解を得たことからご説明をさせていただきたいと思っております。初めに、勧奨退職制度の凍結解除についてでございます。1点目の勧奨退職制度の目的であります、職員の新陳代謝の促進、適正な人事管理と公務能率の向上を期するというを目的としているものでございます。2点目の勧奨退職制度の現状についてでございますが、勧奨を受けて退職する者の取り扱いにつきましては、白老町職員勧奨退職取扱規程に基づき、平成19年度限りにおきまして財源対策として勧奨退職を実施したところでございます。当時19年7月でございますけれども、職員労働組合との間において19年度限りで申し出による勧奨退職は凍結する内容の確認書を締結し現在に至っているところでございます。3点目の凍結解除についてでございますけれども、当時の主な勧奨退職者でありました55歳以上の職員で勧奨を受けなかった職員も含め平成24年度末でそれらの方々も全員定年を迎えたと。そういったことから一定の役割を終えたということ。それと今回の健全化プラン案を策定する中で新たな対策を講じていく過程において本規定の凍結を解除して今後の組織・人員体制構築の活性化を図っていくこととして、今年度から凍結を解除するものであります。勧奨退職制度の凍結解除については以上であります。次に職員の再任用制度についてであります。若干国の流れと申しますか、ご説明を合同させていただきたいと思っておりますけれども、国につきましてはご存知のとおり年金受給年齢の段階的に引き上げに伴って無年金期間解消のため、国家公務員の再任用制度義務化の方針を平成24年3月26日に閣議決定をしております。同時に法整備の見送りもするという決定をしております。こういったことから地方自治体については国家公務員の対応を準拠して26年度から実施に努めることとされたところでございます。本町におきましては白老町職員の再任用に関する条例を19年3月制定しておりますが、条例附則によりまして20年4月から26年3月末日まで凍結しているところでございます。このような経緯を踏まえて次年度からの凍結解除に向けましてその概要についてご説明を申し上げますが、説明については担当主幹よりご説明申し上げます。

○委員長（小西秀延君） 下河総務課主幹。

○総務課主幹（下河勇生君） 重複いたしますが、経過についてであります。国より年金制度改革により65歳までの年金受給年齢の段階的な引き上げ、これは2年ごとですが、年間の勧奨ため地方公共団体におきましても再任用制度の実施を要請されているところであります。現在、本町におきましては白老町職員再任用に関する条例を平成26年の3月末日まで凍結しており、定年退職者等の条例に基づいた再任用を実施しておりません。実施についての基本方針でございます。1点目として現行の本条例は平成26年4月から凍結解除となることから、今年度平成25年度の末の定年退職者等から適応いたします。2点目としまして、本町の財政状況から任期は単年度更新としまして財源対策として部分年金、報酬比例部分の支給開始年度末までを原則といたします。3点目としまして、給与の格付を行うものとし格付級におきまして職員同様の給与削減を実施する予定であります。2ページの資料1をご覧ください。こちらのほうは生年月日による厚生年金の支給開始年齢を示しております。来年年金は65歳からの支給ですが、特例により65歳までの部分年金が支給されるようになっております。これは段階的に引き上げをされ、先ほど言いましたとおり2年ごとの引き上げとなっており、最終的にはなくな

り 65 歳から本来給となります。(1) の部分は平成 24 年度までの定年者に関しましては 60 歳から部分年金が支給されており、65 歳から本来支給となっております。(2) の平成 25 年度、26 年度定年は今年度の退職者からですが部分年金は 61 歳から支給される形となっております。その後 65 歳から本来給となり今後 2 年ごとに引き上げがされ、平成 33 年度以降、現在本年度は 52 歳になる職員からは 65 歳まで年金となります。この中で特定消防職員、米印のところでは、こちら消防司令以下の職員となっておりますが、現在消防長以外の職員に関しましては、私ども一般職員と比較しまして 6 年ごとから段階的に引き上げられます。これはどういうことかといいますと、プラス 6 年、今年度退職する方々は 60 歳から特定消防職員は支給されるという形になっております。次に 3 ページの資料 2、再任用制度の概要についてであります。再任用制度は平成 19 年 4 月 1 日施行となっておりますが、現在先ほど申し上げたとおり 3 月 31 日まで凍結となっております。対象者は定年退職者もしくは勤続 25 年以上の退職者で、退職後 5 年を経過していないものなどです。任期に関しましては 1 年を超えない毎年度更新というふうな形になります。任期の末日ですが、65 歳に達した後の最初の 3 月 31 日以前としております。当面は部分年金支給開始年度末までと考えております。勤務時間は常時勤務職員はフルタイムということで週 38 時間 45 分、短期時間職員に関しましては 5 分の 2 から 5 分の 4 の範囲内で勤務していただくような形になります。給料月額ですが、こちら 4 ページ、資料 3 にありますとおり、再任用職員に関します給料表がございます。一般行政職であれば 1 級から 6 級、医療職(二)、こちらはレントゲン技師とか理学療法士とかという職種ですが 1 級から 5 級、医療職(三)、これは看護師、保健師ですが、各給料表が定められておりますので、こちら応じた格づけを行いまして支給するような形を考えております。あと、また 3 ページに戻っていただきまして、8 番目支給する手当です。ちょっとこれは訂正がございまして、支給する手当に時間外手当と通勤手当と特殊勤務手当もこちら支給することに該当いたします。9 番に別額の特殊勤務手当が入っておりますが、こちらのほうは支給するような形になります。支給しない手当としましては扶養手当、住居手当、単身赴任手当等々を支給しないというような制度と考えております。

○委員長(小西秀延君) こちら質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。7 番、西田・子委員。

○委員(西田・子君) 今、大体わかったのですがけれども、一つは再任用職員給料表というのがありますけれども、先般の質問のときには再任用の方は 1 級を考えているというふうに言っていましたけれども、一般行政職も医療職も全部 1 級を考えてされるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長(小西秀延君) 本間総務課長。

○総務課長(本間勝治君) 今回の組合との交渉でそういうことで 1 級格づけそれと部分年金支給開始までという形で当面それについて了解するというので、ご質問に端的にお答えしますと全てこの資料 3 の給料表の 1 級格づけというふうに考えてございます。同時に部分年金支給までということは先ほどのご説明のとおりです。

以上です。

○委員長(小西秀延君) 7 番、西田・子委員。

○委員(西田・子君) それと 2 ページの消防職員は 6 年後から段階的に年金が引き上げられ

るといふことで、この6年間は年金は引き上げられずといふふうに理解してよろしいのでしょうか。それでいいのですね。年金の支給期間は6年間だから60歳で定年退職になっても年金はすぐもらえますという形で、そういうふうに理解してよろしいですね。そうしたら再任用も一切なく定年退職でご苦労さまでしたといふふうに理解してよろしいですか。

○委員長（小西秀延君） 本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） そのとおりですが、ここでいっているとおり消防司令以下の消防職員ということなものですから、消防指令以上といふか、ではない方はそうはならないと。消防指令以下といふことで。簡単にいいますと、消防長なんかは消防司令以下ではございませんので、そういうことにはならないといふことです。

○委員長（小西秀延君） 消防長はならないといふことでよろしいですね。

本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） すみません。消防長は一般職と同様の考え方です。よろしいでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田・子委員。

○委員（西田・子君） 消防司令以下の消防職員とは書いているのですけれども、白老町の場合はこれに該当されない方はいらっしゃいますか。

○委員長（小西秀延君） 本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） 今言えるのは消防長がこれに該当しないと申しますか、一般職と同様ですといふことでございます。

○委員長（小西秀延君） ほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

それでは続いての質疑漏れに入ります。答弁保留に入ります。町立病院事業の改善計画7ページから11ページまでの整理について。

野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 先日、委員会の中で前田委員のほうから資料提起を求められたものに対してご説明をいたします。まず、資料1といたしましては町立病院の今回の改善計画に伴います主な財政指標をお示しいただきたいといふことで、まず（1）患者数の動向予測といたしましては、9ページ目に患者数の目標値といふものが掲げております。といふことで入院と外来につきましては、この年延患者数と1日平均患者数を示させていただきました。あと入院につきましては一応病床の利用率といふものが指標になりますので、こちら町立病院の今一般病床につきましては許可病床が一応58床と、あと稼働病床が50床でございますので、許可病床に対する病床利用率と50床の稼働病床率に基づく病床率をこのまま載せさせていただきました。（2）主要財政指標といたしまして、医業収支比率と経常収支比率、あと総収支比率、あと職員の給与費比率です。これは医業収支に対する比率です。あと、材料費対医業収支比率、薬品費対医業収支比率といふことで、このような今回の目標値に掲げていますそれに対しての比率をしようとして示させていただきました。こちらにつきましては以下各6つの指標の一応計算式が載っていますので、これにつきましては説明を割愛させていただきます。次、資料2

についてご説明をいたします。こちらにつきましては、10 ページに載っています、うちの収支改善計画書の収支見込みの一応積算資料ということで全額提出をさせていただきました。また、7 ページ目の収益の確保 4,229 万円の増と。それとあと 8 ページ目の費用の削減ということで 4,672 万 1,000 円の、どの部分が整合性があるかということで、この辺をちょっと表を示させていただきました。まず 7 ページ目の入院収益につきましては入院収益の増ということで 3,358 万円と、こちらにつきましては決算額の C から B を差し引いた入院収益のところと 3,358 万円と、こういう効果額が出ていることを示しております。次の施設基準による加算の収入額こちら 399 万でございますけれども、こちらことしの 8 月に 10 対 1 を取得したということで診療報酬の加算だとか、そういうのが取れますのでそれによるものと、あとうちで取れます薬剤師の管理指導料加算等の新規取得をするということで 399 万円の効果額が出るということで、こちらにつきましては H26 の決算見込み額から 24 年度の決算比較をした中で一応効果額として表れるということで、これは内数として考えていただきたいと思います。外来収益につきましては在宅訪問の診療件数の拡大による収入増 120 万、これにつきましても 26 年度、24 年度の比較のうちで 120 万が効果額として、今現在進めているということで効果額が表れるということでお示しております。そして企業健診の収益増ということで、こちら公衆衛生活動収益というところで 152 万円の増ということで、こちら C マイナス B のところに 152 万円とお示しをさせていただきます。その他収益の文書の交付手数料との条例の改正等による手数料の収入、こちら 200 万円につきましては C から B、その他医業収益に入ります。続きましてそういったことでこの今ご説明いたしました効果額を足しこみますと H25 と 26 年度の効果額といたしましては、収益につきましては 4,229 万円の効果が出ると、そういう見込みになります。続きまして支出です。費用の削減の部分ですけれども、まず 8 ページになりますけれども、人件費の削減の①の 3、25 年度の外科医師の嘱託対応ということで、こちらは 1,560 万の効果額ということで、こちらにつきましても 26 年度と 24 年度で比較のうちの中で改善効果額が生まれると、そういう形で考えていただきたいと思います。あと材料費の削減ということで診療材料費と薬品費の在庫管理見直しに伴います 1,000 万の効果額につきましては、材料費の 17 節の薬品費こちらが 26 年度と 24 年度の比較で約 1,000 万という効果額ということでお示しをさせていただきます。あと人件費の削減効果ということで、こちらにつきましては小児科と健診の出張医の外部の出張医を常勤化することによります報償費の削減ということで、全部で 1,230 万はこちら経費の報償費の C から B というところに 1,230 万と、あと常勤医師の当直回数を月 3 回から 4 回に増加させるということによります、これが救急医師の待機経費の削減ということでこれが 144 万の削減ということで、合わせて報償費といたしましては C から B のところに 1,374 万の削減とそういう効果を示しております。そしてあと、材料費等との削減というところに給食と清掃等の委託料の見直しということで、こちら 738 万 1,000 円という効果額なのですけれども、こちらにつきましては経費の 23 委託料のところにお示しています 738 万 1,000 円なのですけれども、こちらにつきましては清掃施設管理、給食調理、給食材料費等を委託を直営化の検討ということでこの受託管理費と消費税分の削減効果が 738 万 1,000 円出るということで効果額としてお示しをさせていただきます。続きまして、次の資料 3 になります。こちらにつきましては、先ほど申し上げました振興公社の委託を町立病院の直営化ということ

で今検討しているという中で町立病院ときたこぶしの給食調理、給食材料につきましては別会計で現在委託しているところなのですけれども、町立病院の直営化検討によりましてきたこぶしからにつきましては老健会計から負担金として町立病院に徴収するというので、こちらにつきましてはその他医業外収益の中の老健会計負担金ということで1,477万4,000円の増という形になります。そしてあと、全体経費を病院事業会計の給与費と給食材料費に振りかえしたものであるということで資料3に、こちら給与費につきましては手当から法定福利と、給食材料費につきましては材料費の給食材料費に振りかえということで資料を提出させていただきました。

簡単ですけれども説明を終わらせていただきます。

○委員長（小西秀延君） 村上総合行政局行政改革主査。

○総合行政局行政改革担当主査（村上弘光君） 私のほうから答弁保留していました前田委員のほうから繰り出し金の質問についてありましたので私のほうからお答えしたいと思います。資料のほうは病院改善計画の10ページと、あと本日配付いたしました資料1財政指標、こちらのほうでちょっと説明をしたいと思います。質問にあった中身なのですが、10ページの下から3行目一般会計、ここでは繰入金と書いているのですが、町から繰り出す繰出金の関係、平成26年度3億4,311万1,000円、27年度2億8,477万7,000円とあるのですが、実質的にはこれは26年度病院会計特例債の償還が26年度までありますので、この分の7,500万を差し引くと実質的には2億6,811万1,000円と、それが平成27年度になると2億8,477万7,000円ということで実質的にはこれは繰り入れのほうで26と27を比較すると上がっているのではないかとというような趣旨のご質問だったかと思います。こちらのほうのページの上段を見ていただきたいのですが、病院事業収益Aというところがそれぞれ平成24年度から28年度までございまして、収益Aの内訳の中に上から6行目医業外収益というところがございまして、こちらの中に他会計補助金、その下に一般会計補助金①というところがございまして、これが一般会計から病院会計に繰り出しているその一部の内訳でございまして、ここの中身を平成26年度、27年度を比較いたしますと委員のご質問のとおり、平成26年度については2億5,207万5,000円、平成27年度については2億7,749万8,000円ということで、ご質問のとおりここでもう2,500万27年度で繰出金がふえてございまして、この2,500万ふえている中身についてご説明しますと、これについては病院の繰出金の区分の中で不採算医療の運営経費こちらのほうでございまして、こちらの不採算医療に関する運営経費の中身でございまして、これは24年度の内訳の資料手元にお渡しを事前にしてございましてすけれども、病院事業に特別交付税措置分あと退職手当負担金相当分、あと累積欠損金解消分ということで、この三つで今の不採算医療運営経費が成り立っております。それではなぜ27年度で2,500万円上げる必要があるのかということでございまして、真ん中から下のところに特別利益と、あと特別損失というところがございまして、特別損失の下に純利益、あと損失という欄がございまして、こちらのほうをちょっと見ていただきたいのですが、平成26年度はこのままですと5,560万の黒字ということでございまして、そして平成27年度につきましては1,594万3,000円の黒字ということになっております。各年とも黒字化は今回の改善計画の中で黒字化は達成されているのですが、26年度に比較して27年度は約4,000万ぐらい、ここで黒字の金額が落ちてございまして、先ほど私が言った累積欠損金解消分2,500万、これをもし繰り出ししないと27年度に関しては、ここは当然赤字になってしまうと

ということもございまして2,500万、27年度からは繰り出ししているということでございます。あと資料1のほうでちょっとご覧いただきたいのですが、こちらのほうの主要財政指標のところ先ほど事務長のほうから説明ございました。(2)の主要財政指標のところ①医業収支比率から③総収支比率まであるのですが、こちらのほうを見ていただくとこれはどういうことかと申しますと、これが100.0、100を超えると、これが黒字というような形でございます。これが100いかないと当然これは経常損失が発生している状態ということで赤字ということになりますので、こちら②経常収支比率と③総収支比率をちょっとご覧いただきたいのですが、先ほど言った2,500万、これを何とか繰り出すことによって平成27年度以降は102.0ということで、何とか100をキープしてございます。今まで特別利益、病院特例債の解消分が26年度まででありましたので、そちらの特別利益はこの③総収支比率というところにカウントしてございますので、27年度以降は特別利益がないということで、この経常収支比率この102.0、こちらのほうを何とか町も繰り出しをする中で、あと病院を赤字にならないように何とか32年まで計画で組んでいきたいということで、今回この2,500万について繰り出しさせていただいているということでございます。

以上です。

○委員長(小西秀延君) よろしいですか。13番、前田博之委員。

○委員(前田博之君) 1点だけ。もう1回あとで精査しますけれども、それでは27年度以降はいくら経営努力をしても2,500万繰り出ししないと黒字化、経常収支比率、総収支比率が上がらないということですね。実質的にだから病院の努力で2,500万はこれ以上稼げないという解釈でいいですね。だから27年度は落ちるということですね。

○委員長(小西秀延君) 村上総合行政局行政改革担当主査。

○総合行政行政改革担当主査(村上弘光君) 今ご質問とおり、今病院のほうで出された今回の改善計画、こちらによりますと先ほど財政指標の説明を私しましたが、実はこの①の1番上の医業収支比率、こちらの病院改善計画を出すことでかなり24年度64.9ですから何とか73.1まで何とかポイント上がってございます。ただ、先ほどご指摘のとおり100超えないとちょっと黒字のラインにはどうしてもいかないということで、やはりちょっとまだかなり医業収支比率としては開きがあるのかというふうに捉えてございます。ただ、先ほど申し上げたとおりそこを何とかやはり町としては財政厳しい折ではありますが経常収支比率、こちらのほうは何とか繰り出すことによって保っていけるかというような考えでございます。

以上です。

○委員長(小西秀延君) 13番、前田博之委員。

○委員(前田博之君) これは個人的な見解ですけども、ではなぜ27年に2,500万で努力してもらって病院が努力しないから、これは98ぐらいになるのですか。97落ちるのですか。2,500万。そういう数字にしておかないと、また勘違いするのでないだろうか。このまま今の説明を受けたから102という数字が出るけれども聞かなかつたら病院が努力したということになりますね。今説明があったから。だから26年は1億1,500万減って、今説明を受けたように何とか先生頑張ると言うけれども、27年度以降はその分の収支で見ても27年落ちるということですね。2500万出さないと。だからどうしてこういう数字になるのか。今健全化プランで繰り

出し縮減しているというのに、ではもう 27 年度まで言葉おかしいけれども命一杯だから町は縮減なくて 2,500 万ふやしてもいいということになれば、1 番ここで町長が言っている繰り出しの縮減を見て云々ということが、もう 27 年から根底からひっくり返っているのではないですか。

○委員長（小西秀延君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 確かに今前田委員おっしゃるとおり、きょう渡した資料 1 のそれぞれの財政指標を見ると、そこから見えてきた部分をいつているというふうを考えるのですが、プランの中の 11 ページの大きい表、別表 3 というところの一般会計からの繰り出しの見通しという部分では、今まで 25 年度でしたら 4 億 5,300 万から 3 億 4,300 万、2 億 8,400 万というトータルな中での繰り出しは削減というか、縮減していくという部分の大きな捉えの中ではこういう方向で持っていくというのが今回のプランです。中で指標値をクリアできない、そういう改善計画であってはならないという部分でこの点は病院とも協議して 27 年から 2,500 万という部分はここに盛り込んでいるのですけれども、結果としてはその指標値は守りたいという部分での数値のつくり込みというか、値を入っているということになります。ですのでトータルで申し上げますとあくまでも繰り出し全体のお金は減らしていくという考えは変わりありませんので、その点をご理解いただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 13 番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 前提が 24 年度とか 25 年の繰り出しの額の大きさを比較して前提で物を言うとなのです。けど今もう健全化プランで、24 年まであるいは 25 年を基準に置いているのです。それからいかに繰り出しを少なくするかという議論の話です。その前の前提を話をしたら何もこれはみんな崩れるのです。まずそこをきちんと基準を決めて議論していかないと話があっち行ったりこっち行ったりするのです。そうすると私は努力してほしいという観点で言っているのだけれども、これは町が出した病院長が出した数字だと思いますけれども、では今の論理からいくと 26 年はもし 102 だったら 27 年度の経営スタイルで状況で努力で 27 年が 102 ですね。仮に繰り出してまた 1 億 2,500 万円減っているけれども、それは別にしてももしかしたら 2,500 万オンになるかわからないのだから。そういう論理からいけば 26 年はあえて 1 億 1,500 万で 4,000 万円これからいけば 8,900 万円ですか。の数字を出して、黒字化したけれども 27 年度はそれには追いつかないということになってしまいますね。言葉は悪いけれども、そうすると全体の議論しているけれども本当にこの 8,900 万が、あとでまた数字合わせてみますけれども、3 条予算にこれは合わせてきているけれども本当に信憑性があるのかということになりますね。本来は 27 年度も言葉は悪いけれどもだってこだわりけども 73.1 上がっているのだから、26 年度も町長が 1 年の経営状況見て判断するといったら 26 年度も本当は 100 を超えていないとぎりぎり 100 でなければだめなのです。もう 97.6 を認めているということはもうこれだけの繰り出ししても赤字になってもいいという発想なのです。けども 27 年になったらまた 2,500 万出すということはどうも合わないのです。経営をやっていくという数字、仮に数字をつくりにしても普通民間でもあり得ないと思いますこういう検証は。だからこうやって数字が出てくると一目瞭然になってしまうのです、いかに数字が動かしているかということがあとはいいです。あとは議論されるからそういうことなのでしょうということです。ちょっとどうですか、局長。

○委員長（小西秀延君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） まず基本的なことは今回のプランは町立病院が存続しているプランです。32年まで町立病院をあると、それを経営していくという部分でのプランになっていますから、その病院がどうこうという方向性がここには入っていません。あくまでも今の病院の状況で経営していくと。そうなったときに先ほどの指標値の数字なのですけども、本当は102いけば1番いいことです。病院の経営としてはです、ですけどもそこが一気には無理なので一般会計からの繰り出しもある程度縮小を図りながら、やはりこの数値に近づけていくという考えで今回は整理したという部分です。基本的な前田委員おっしゃっている、その仕組みというのか流れはおっしゃっているとおりで見方はそういうふうに見えるというのは当然かというふうには考えています。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑ございますか。

それでは全章にわたっての質疑漏れ、再確認の質疑があります方はどうぞ。

2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 小さなことなのですが、ちょっと事務事業の見直しの中で町民ふらさと農園ありますね。これをもう一度確認したいのですが、現地で使うことを廃止して町有代替地で開園するのが27年度だということなのですが、この中で経費削減が5万8,000円ということになっていますけれども、これは今の作地を使って水道設備もやって、そういった形で全部の事業費を加えて今大体60枠ぐらい使われているというのですが、それを差し引いて5万8,000円赤字になるという意味に捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 大塩総合行政局行政改革担当主査。

○総合行政局行政改革担当主査（大塩英男君） 吉田委員ご指摘のとおりで、こちらの効果額といたしましては全体のかかっている経費から皆さん使用していただいている方々に使用料とこのをいただいているのですけれども、それを差し引きまして5万8,000円、一般財源として5万8,000円支出しているという意味合いでございます。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 今の土地を使って、あそこは地下水を使えるように設備をやっていますね。今度町有地を使うということになると、その水道設備はどのようになるのですか。この経費というのはかからないのでしょうか。設置の。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 町民ふらさと農園の関係は、今現在使っている土地は民地をお借りしてそこを使っているということで、それは土地の所有者の意向でお返ししなければならないというのが見直しのしなければならない観点だということなのです。それで26年からすぐ見直しするというのではなく、27年からというのはその辺のことを踏まえた期間があって、これから整理をその中でしていったらどのように。その中で当然これから町民農園を、全くやめてしまうということではなく希望者がたくさんいれば町有地等の代替でそういったことは続けていきたいという考え方で見直しになっているということです。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） なぜこういった質問をしたかということ、この土地を利用して畑をつく



っている方々が話し合ったのだそうです。その中で5年間かけて今の土地ができ上がって人間関係ができて本当に生きがいにもなって、そういう意味では受益者負担をふやしてもいいから今のところでやりたいという、そういう声を届けてほしいというお話があったのです。私がお伺って初めてわかった、その土地を借地ですからそれを返してほしいといわれれば、これはどうしようもないのですが、町有地を使ったらまた1からなのでもうやめるという人も結構いるのです。割りと高齢者の方が多いので、5年間かけて今のいい土地をつくり上げていろんな人がいていろいろ教えてもらいながら、そういう人間関係もつくって本当に楽しんでやってきました。だから受益者負担ふやしてもいいから、その赤字の分を出してもいいから続けさせてほしいというお話があったのです。ですけど土地はやはり返さなければならないということが原因なのです。そのことをきちんと、この使っている方々はまだ知らないと思うのです。ただ町有地で赤字もあるからたまたま町有地にかえるということに捉えているみたいなのです。そういったことではすごい残念なことだということであったものですから、そういうことであれば私も言われた方には伝えますけれども、これはやはり希望としては叶わないということですね。

○委員長（小西秀延君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 現課のほうから私どものほうもヒアリングしたりいろいろ聞き取りした中ではお返ししていただきたいという意向の中で見直しを図るということで進めておりますので、そのような形でお答えしていただければと思います。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。全章に渡ってでございます。質疑漏れございませんか。重複は避けていただきたいですが、質疑漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これで財政健全化プラン（案）に対する質疑を終了いたします。

本日の調査はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

次に、特別委員会の調査日程であります。11月25日に小委員会を開催し、調査日程を決定しております。レジメの2番目のとおり、自由討論は12月16日、17日、予備日が12月20日、報告書の取りまとめ日程は1月15日、16日となっております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なしと呼ぶ者あり〕

---

### ◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

それでは、次回12月16日午前10時から開催いたします。

これをもって本日の特別委員会は閉会いたします。

（午後 3時49分）